



こどもアドボカシー活動の 手引き（案）

こどもの権利擁護・保障を求めて



2023年12月1日

全国子どもアドボカシー協議会

はじめに

周知のとおり、令和4年6月に成立した改正後の児童福祉法では、社会的養護のもとで生活しているこどもの権利擁護に係る様々な取組が規定されました。

都道府県等においては、引き続き、こどもの権利擁護の取組みを推進するため、

- ① こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
- ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うこととし、
- ③ こどもの意見表明等を支援するための事業（以下「意見表明等支援事業」）を制度に位置づけ、その体制整備に努めること、

と規定されました。

令和6年度より施行されるこの改正法の規定を具体化するため、令和4年度厚生労働省において次の3つの調査研究が実施され、報告書がまとめられ公表されました。

- ① 権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究
- ② 障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究
- ③ アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究

こうした制度改正などの動向や3つの研究調査報告を踏まえて、全国子どもアドボカシー協議会においても、事業計画を策定し、スタートアップサポートや養成講座などの事業に取り組んでおり、こどもの権利擁護・保障の推進に取り組んでいます。

その一環として、「子どもアドボカシー活動の手引き」を作成することといたしました。

この手引きは、上記③の研究調査報告書に掲載されている「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）—意見表明等支援員の養成に向けた研修を行うために—」を踏まえて、意見表明等支援員（アドボケイト）及びその希望者、関係機関・関係者などを対象の中心に据えた、こどもへの意見表明等支援（アドボカシー）の実践的視点を入れた養成・研修ためのテキストとして作成いたしました。

ただし、読んでいただければわかるように、基本的な内容や要点を簡潔に示したものが書かれており、こどものアドボカシー活動を実践する上で、必要なすべての内容が網羅させているわけではありません。皆様がこどものアドボカシー活動を実践する上での基本的な考え方などを、上記の①～③の報告書などに基づき、その概要を提供していますので、その点について十分に理解した上で、活用して下さい。

この手引きが、こどもへのアドボカシー活動について、深く検討していくための参考書の一つとして、意見表明等支援員（アドボケイト）をはじめ、関係機関・関係者によるアドボカシー活動の一助となり、こどもの権利擁護・保障の推進に役立てていただけたことができれば、たいへん幸甚に存じます。

2023年12月

全国子どもアドボカシー協議会

理事長 相澤 仁

目 次

はじめに

A	アドボカシーの意義・目的	
	Ⅰ：アドボカシーの定義・理念／独立・専門・訪問アドボカシーの概要 【基礎編・養成編】	1
B	権利擁護・児童福祉行政に対する理解	
	Ⅰ：人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護【基礎編】	9
	Ⅱ：アドボカシーに関連する制度等【基礎編】	11
	Ⅲ：各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）【基礎編】	13
	Ⅳ：各自治体における関連制度やアドボカシーの取り組み（詳細編）【養成編】	16
C	アドボカシーの過程と必要な態度・技術	
	Ⅰ：意見表明等支援員（アドボケイト）が求められている技術・態度について （アドボカシーの基本的な態度・技術）【基本編】	19
	Ⅱ：訪問アドボカシーの過程と技術【養成編】	23
D	こどもの多様性の理解	
	Ⅰ：多様なこどもの理解と、その権利擁護【基礎編】	28
	Ⅱ：こどもの発達段階とアドボカシー【養成編】	33
	Ⅲ：こどもの多様性に応じたアドボカシー【養成編】	36
	コラム こどもの状態像に合わせた配慮及び非指示的アドボカシー	39
	Ⅳ：こどもの抱える困難と影響に関する理解【養成編】（執筆中）	41
E	アドボカシーの実際	
	Ⅰ：社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状 【基礎編・養成編】	42
	Ⅰ－1 社会的養護・養育を経験した私から願う「アドボカシー」とは	42
	Ⅰ－2 社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状 ～私の経験とともに～	45
	Ⅰ－3 こどもは権利をもったひとりの人間	48
	Ⅰ－4 社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実際 現状と課題	50
	Ⅱ：演習（ロールプレイ）【養成編】（執筆中）	55
	Ⅲ：自己覚知や内省への理解【養成編】（執筆中）	55
	Ⅳ：困難なケースへの対処・葛藤【養成編】	56
	Ⅴ：活動する組織の理解【養成編】	58
	主な引用・参考文献	61

A アドボカシーの意義・目的

I：アドボカシーの定義・理念／独立・専門・訪問アドボカシーの概要

【基礎編・養成編】

1. こどもアドボカシーとは

ここでいう「こどもアドボカシー」とは、簡潔に言えば、こどもが自分で意見表明することができる場合には、その意見を聴いてもらえるよう環境を整備することです。また、こどもが十分に意見形成・表明することができにくい場合には、支援することです。そして、こどもが意見を表明することが困難である場合には、こどものために擁護・代弁することです。

アドボカシーについて具体例をあげて説明してみます。火事や地震があって家に閉じ込められ、本人が声を上げることができない場合、発見した人が「大変だ、誰か来て、助けて！」と声を上げること。暴力やいじめ、あるいは虐待などを受けているこどもを発見した時、そのこどもに代わって「助けて下さい」と通告するなど声を上げること。そしてこどもを勇気づけエンパワメントすること。このように相手に声が確実に届くように「声をあげること」、そしてその実現にむけて支援することがアドボカシーということです。こどもアドボカシーとは、端的に言えば、意見表明権などこどもの権利を擁護し保障する活動です。

1) アドボカシーの2つの分類

大別すると「個別(ケース)アドボカシー」と「システムアドボカシー」に分類できます。

「個別アドボカシー」は、その個人の必要なニーズなどに対して、最も適切で最善の利益が得られるように、その権利を擁護し、エンパワメントする活動です。

「システムアドボカシー」は、こどもや利用者の権利を擁護するために、法律・制度政策などの整備や充実強化及び行政機関・児童福祉施設などの柔軟な対応や変革を求めて、社会的な課題などを解決・軽減する活動です。

2) 個別アドボカシーの種類

こうしたこどもの声を聴き、意見形成・意見表明の支援や代弁をし、こどもをエンパワメントする個別アドボカシーには、**基本的に、①セルフアドボカシー、②制度的アドボカシー、**

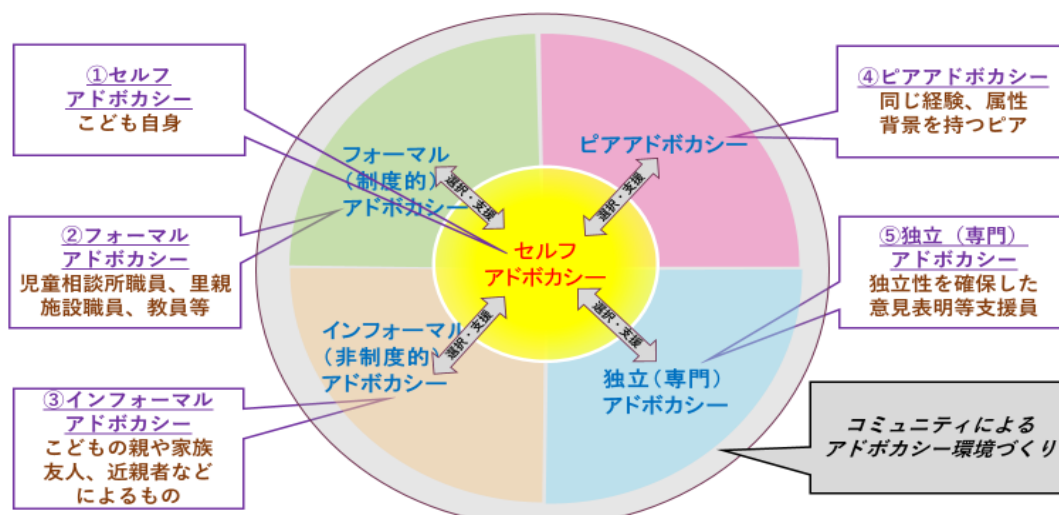


図1 個別アドボカシーの担い手と種類

－すべての国民がアドボカシーの担い手－

WAG(2009)A Guide to the Model for Delivering Advocacy Services for Children and Young People, WAG.堀正嗣・柴留里美 (アドボカシーに関するガイドライン案より改変)

③非制度的アドボカシー、④ピアアドボカシー、⑤独立（専門）アドボカシーの5つの種類に分類されています。（図1参照）

①セルフアドボカシーとは、端的に言えば、子ども自身が、自分の権利や利益、自己実現など自分が必要としている人間的な要求や支援などを得ることができるように、自ら主張することです。

子どもは、セルフアドボカシーを形成することが大切です。このセルフアドボカシーの形成は4種類のアドボカシーの基本方針です。

②フォーマル（制度的）アドボカシーとは、児童相談所の職員や里親・施設職員、教員等、子どもの相談援助や支援、教育などの業務に従事している専門職員によるアドボカシーであり、専門性をもっているので適切なアドバイスを得られやすいのです。

しかしながら、ケースワーカーやケアワーカーなど関係機関の専門職員などは、専門職としての立場から、子どもの最善の利益を優先して考慮することに努めています。そのため、例えば、家庭で虐待を受けていたために一時保護した子どもから「今すぐにでも家に帰りたい」という意見表明があっても、子どもの願いや希望をかなえることができない場合もあります。

③インフォーマル（非制度的）アドボカシーとは、親、家族、友人、近所の人などより身近な存在によるアドボカシーなので、相互によく知っている関係であり日常的に相談しやすいです。

このアドボカシーの問題点は、保護者が「子どものことについて一番理解しているのは自分だ。」という思いや考えに基づき、子どもの意向・意見を傾聴せずに、勝手に解決してしまうような対応をとることです。

④ピアアドボカシーとは、社会的養護の経験者同士、障害のある子ども同士、いじめを受けた経験がある子ども同士など、子どもと類似の経験・属性・背景を持つピア（仲間）によるアドボカシーです。

子どもにとって自分の気持ちや意見を話す相手がピアであることは、他者よりも深い共感が得られたり、問題をいち早く理解してもらえたりすることにつながりやすく、経験からの具体的な助言を受けられる面もあります。

しかし、ピアがアドボカシーについて理解していなければ、「自分も類似した経験があった。その時はこのように対応して解決したので、同じように対応すれば大丈夫だよ。」と、子ども本人の声を聴かずに自分の経験を押し付けてしまう可能性もあります。

⑤独立（専門）アドボカシーとは、独立性を確保した「マイク」のような役割を果たす担い手である「意見表明等支援員（アドボケイト）」が意見形成支援・意見表明支援をするアドボカシーです。

独立（専門）アドボカシーは、他のアドボカシーとは違い、面談する相手が身近な存在ではないからこそ、権利侵害を受けた場合など学校の先生や保護者、施設職員から聴いてもらえない内容や身近であるために話づらい内容などについて、相談しやすいというメリットがあります。

しかしながら、意見表明等支援員（アドボケイト）は身近な存在ではないので、子どもへの周知やアクセスが難しいという問題があります。

なお、意見表明等支援員とは、簡単に言えば、子どもの指示や求めに応じて、子どもの意

見・意向を様々な方法で聴き、意見形成や意見表明を支援するとともに、子どもが望む場合は子どもに代わって発言する支援者をいいます。

ここまで、4種類のアドボカシーについて説明してきましたが、それぞれにメリット・デメリットがあり、4種類のアドボカシーのうちで、どのアドボカシーが優れているとかというのではなく、そのメリット・デメリットを認識して、子どもが自ら主体的に選択できるように環境を整備することが必要なのです。（図2参照）

3) アドボカシーの担い手であるすべての国民によるアドボカシー環境づくり

子ども自身がセルフアドボカシーを形成するためには、相互補完的な関係性にある他の4種類のアドボカシーの仕組みが確保され、子どもがそれらの中から必要な支援をいつでも利用できる環境を整備することによって達成されると考えられています。

アドボカシーの担い手であるすべての国民によって、総合的かつ持続可能なアドボカシー環境づくりが求められているのです。

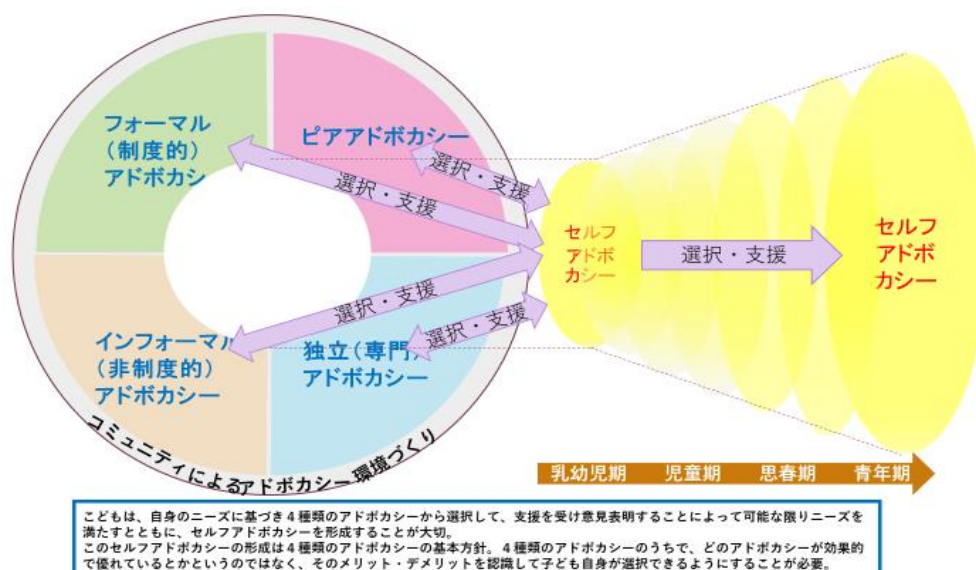


図2 セルフアドボカシーの形成過程

4) 独立（専門）アドボカシーを実践する上での基本原則

ア 基本原則

独立（専門）アドボカシーは、意見表明等支援員が実践する意見形成・表明支援などであり、「アドボカシーに関するガイドライン案」では、実践をするにあたって、特に重要な事項（①エンパワメント ②子ども中心 ③独立性 ④守秘 ⑤平等 ⑥子ども参画）を6点抽出して「基本原則」と位置付け、次のように述べています。（表1参照）

① エンパワメント

適切なアドボカシーの実践はエンパワメントに結び付きます。子どもが自分の生活など自己に影響を及ぼす事項に関する決定の主導権を得られるように支援することで、子どもの自己肯定感や自尊心を高め、子ども自身が取り組もうとしている困難な課題に対する「できそうだ」という自己効力感を高めることができます。

② 子ども中心

「子ども中心」の基本原則は、子どもが権利を行使する主体であることを明確に定めたものです。意見表明等支援員が活動するにあたっては、子ども自身の「こうしてほしい」とい

表1 独立（専門）アドボカシーを实践する上での基本原則

原則	概要
エンパワメント	子どもが自分の生活など自己に影響を与える事項に関する決定について、主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにする。
子ども中心	子どもの権利及び関係する情報を子どもに伝え、子どもの指示と同意のもとで行動する。
独立性	他の組織や個人から組織運営面でも活動面でも独立しており、子どもの権利のためだけに活動する。
守秘	子どものプライバシー権を尊重した方針を子どもに分かりやすく説明し、子どもの同意なしに開示や提供を原則行わない。
平等	子どもが年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などによる差別を受けないように支援する。
子どもの参画	行政の決定や子どもに提供されるサービス内容などに、子ども自身が関わることを促す。

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボカイト制度の構築に関する調査研究」(2020年)報告書をもとに作成

う意見や希望に基づき活動し、適宜その活動について子どもが同意する必要があります。つまり、意見表明等支援員は子どもの意見に基づいて行動すること、子どもが選択を行う権利を持ち、敬意をもって意見を尊重し考慮される子どもの権利を守ることを確実に履行すべきです。

③ 独立性

「独立（専門）アドボカシー」という呼称が示すように、独立性は意見表明等支援員の活動の前提条件です。意見表明等支援員が子どもへのアドボカシーを適切に提供できるのは、意見表明等支援員が子どもの権利のためだけに行動し、他の利害との葛藤や脅威にさらされていないと子どもが確信している時だけです。そのため意見表明等支援員は、子どものものではない（意見表明等支援員自身や他の関係機関・関係者などの）意見や優先順位によって活動してはなりません。

④ 守秘

アドボカシーでは、守秘は原則であり、子どもが秘密が守られると信じられることが、信頼関係形成の基盤になります。意見表明等支援員が有効なアドボカシーを实践する上で、守秘に対する子どもからの信用は不可欠です。子どもが話したことが、知られたくない誰かに伝わってしまうと感じると、子どもは意見表明等支援員に重要な内容を話さなくなります。

ただし、いじめや虐待を受けていたり、非行などの法律に違反する行動をしていることが判明した場合、意見表明等支援員も、法律に基づいて児童相談所などに通告しなければなりません。また、子どもの生命が危険にさらされている場合など重大な侵害が及ぶ懸念があるときは、意見表明等支援員としての守秘義務の限りではありません。この点について意見表明等支援員は、子どもと接触する最初の段階で合意を得ておく必要があります。

⑤ 平等

アドボカシーの基本原則としての「平等」は、アドボカシー実践におけるアクセス機会の保障であり、合理的配慮としても位置付けられています。特に、乳幼児や障害児も意見表明等支援員によるアドボカシーが利用できるよう、特段の対応が求められます。

⑥ 子ども参加

アドボカシーでは、意見表明等支援員をはじめとするすべての関係者に、子どもを一人の人間として尊重し、権利の主体として位置づけることを求めています。小さなことであって

も、こどもの意思表示や自己決定を促し、成功体験を積み重ねることで、アドボカシーの基本方針であるセルフアドボカシーの達成が可能となります。

Ⅰ 実践上の原則（実践原則）としての「確認」

これらの原則を踏まえた上で、障害のあるこどもにアドボカシーを実践していく上で重要な実践上の原則の一つは、こどもへの「確認」です。『障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き』（案）（以下「手引き案」）において、「具体的な実践において、原則として確認書という書面にて確認をしている自治体があるように、こどもの指示と同意のもとで行動することを的確に実施するためには、実践上において、こども本人への丁寧な確認は必須だからである。障害のあるこどもの中には表現することが難しいこどもや、表現をしていても本人の意図とは違う言葉使いになってしまうこども等もいるため、入念な確認が必要である。この「確認」を意識し実践することで、大人主導の誘導的な同意取得を防ぐことになり、こどもの指示や求めに基づきこども主導の独立アドボカシーが展開されることにつながる。」と、「確認」の重要性を位置付けています。

アドボカシー活動をしている意見表明等支援員（アドボケイト）の中には、確認といえば、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）」（以下「マニュアル案」）に「誰に何を伝えたいか、意見を伝える場面にアドボケイトも同席してほしいか等について、こどもに確認書を書いてもらう。」ことや「児童相談所等の関係機関からこどもに対して適切な対応やフィードバックが実施され、こどもがその説明に納得しているかを確認することが求められる。」と書かれているように、意見表明内容や意見に対するフィードバック内容などの確認として認識している人がいるかもしれません。

しかしながら、ここで取り上げる「確認」とは、それだけではなく、傾聴などコミュニケーション全般における「確認」です。アドボカシー実践において、その生命線とも言えるのがこどもとのコミュニケーションの質です。そのコミュニケーションの質に深く関係しているのが確認するという技術や態度です。

① こどもの権利を尊重する行為としての確認

「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」（以下「ガイドライン案」）に「いつ・どこで・誰が・何を・どのような方法で・どのような支援を受けて表明するか／等、こどもの考えを詳しく確認します。」と述べられているように、こどもから思いや意見を聴いた際に、その内容を的確に理解しているのか判断するためには確認が必要となります。

コミュニケーションは双方向であり、障害のあるなしに関わらず、一人ひとりのこどもの声をしっかりと傾聴して、そのこどもの思いや意見をより深く理解しようとするほど「確認」は求められている方法でありプロセスです。ましてや障害のあるこどもや乳幼児期のこどもの思いや気持ちをよりの確に理解しようとするれば、非指示的アドボカシーやさまざまな方法を駆使して確認することが必要であることは明々白々です。

こうした確認は、こどもの権利を尊重している行為に他なりません。

② セルフアドボカシーの形成を促進するための確認

こどもは変化する存在であるからこそ確認は重要になります。こどもにはもう一度考え直すことができるということを含めた確認が大切なのです。こうした確認の過程において、こどもは再度自分の思いや気持ちを見つめなおし、自分に向き合い、自分と対話することを

通して、より豊かなセルフアドボカシーを形成していくことにつなげていくのです。

③ こども主導を確保するための確認

また、こうした確認は、こどもに意見表明内容などについての決定を求めるものであり、こどもが権利の主体として取り組むことを意味しているとともに、こどもの同意のもとで行動するといったこども主導・中心の原則を具体的な実践の場で具現化している態度でもあります。したがって、自明のことですが「こども本人に『ひとこと』確認した」「ひと言確認しておく」として進めるような形式的で簡便化した軽薄な確認ではありません。「こどもの同意のもとで行動すること」をより明確にするための確認です。意見表明等支援員はマイクのような役割を確実に果たそうとするからこそ、あたりまえのこととしてこどもへの丁寧かつ慎重な確認をすることになるのです。

④ こども自身がエンパワメントするための確認

確認は「あなたは大切な存在」であるというメッセージの一つでもあります。意見表明等支援員がパートナーシップに基づき、こどもそのままのありよう（being）を尊重し、一つ一つの思いや意見について表明支援をしようとすれば、確認は意識せずとも意図せずとも生じる態度でありましょう。「あなたは大切な存在」であるというメッセージとしての確認をしながら意見形成支援や意見表明支援をし続けることが大切であり、こうした過程を通して、こどもはエンパワメントし、「自分は大切な存在」であると思えるようになっていきます。つまり自己肯定感を高めていくことになるのです。真に自己肯定感や自己評価が高くなれば、他者を頼ることが可能になり、セルフアドボカシーの形成に結びつくのです。

⑤ アドボケイトの独立性を確保するための確認

こどもの意見を尊重し最優先に考えることを保証するため、意見表明等支援員がこどもに対して実施されるこどもの意見表明の内容についての確認や、相手にその内容がそのまま伝えられることやその方法についての確認は、利害関係者など外部関係者からの圧力や影響を受けずに、その独立性を確保することに結びつくのです。

⑥ アドボケイトの守秘義務を確保するための確認

マニュアル案において「意見表明等支援員は、こどもとの面談の際に、話したことのうち、何を児童相談所等に話し、何を秘匿にしてほしいかをこどもに確認する必要がある。」と指摘しているように、こどもに守秘内容について確認し合うことによって守秘義務を確保することができます。

⑦ 平等を確保するための確認

乳幼児や障害児などが表明した内容を理解できづらい場合、支援員は、こども中心の原則に基づきそのこどもの主体性を尊重しつつ、丁寧に聴き返したり、図や絵を描いたり人形を用いて遊んだりしながらコミュニケーションを図り、その内容を理解できるまで諦めずに理解しようと確認する行為は、一人一人の理解の質の平等を確保することにつながります。

⑧ こども参画を保障するための確認

個々のこどもに応じた説明からはじまり、傾聴、意見形成・表明、フィードバックを経て終結までの過程で、その場面ごとに実施される丁寧かつ慎重な確認は、こども参画を保障することにつながる行為なのです。

⑨ 確認における留意事項

しつこく確認したり、こどもの考えや意見をゆがめたり、自分の考えを押し付けたり、誘

導的な確認にならないように、基本的な原則や考え方を踏まえ、こどもの指示や求めに基づき、確認をしてほしくないという確認を含めて、丁寧かつ慎重な確認をすることが必要です。

パーフェクトな意見表明等支援などありません。こどもの being を尊重し、不完全な者が不完全な者と向き合い、ともに生き育ちあいながら意見表明等支援をしていることを前提とするならば、確認という態度は自ずと生じてくるでしょう。身についた自然な態度として、確認をとることができるようになることが大切なのです。

5) こどもの意見表明等支援の流れ

こどもへの意見表明等支援の流れについては、以下のフロー図の通りです。意見表明等支援員は、全てのこどものそのままのありよう (being) を尊重し、ニュートラルな姿勢で自然体で向き合い、パートナーシップのもとで基本原則・実践上の原則などに基づき、意見形成・表明支援などの活動を通して、意見表明権を保障することが大切です。

この流れの中で、こどもへの説明や意見形成・表明支援などのあり方については、別のパートで述べられていますので参考にして下さい。

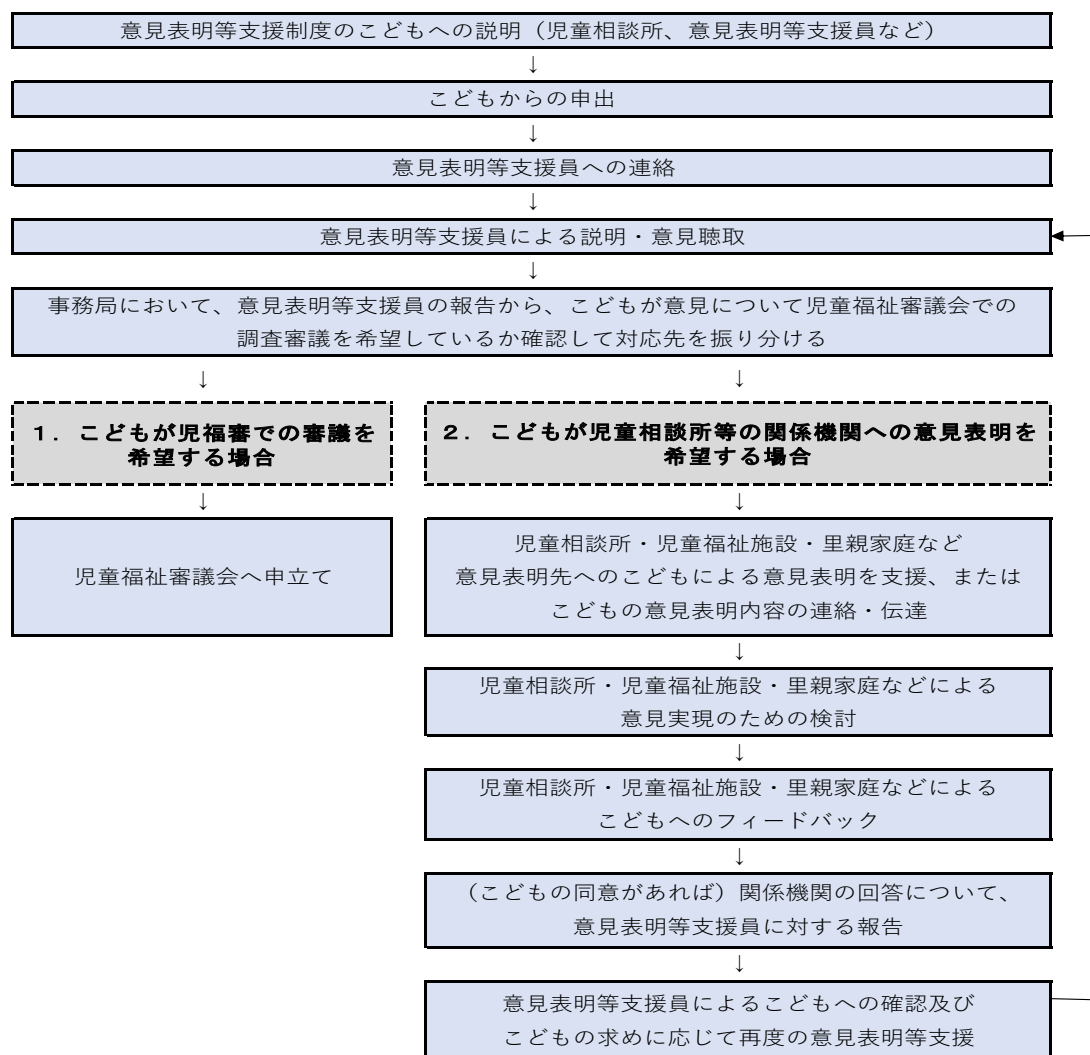


図3 <こどもの意見表明等支援のフロー図>

出典) 障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書 (2023年)

こどもが、自分の意見表明内容について児童福祉審議会での審議を要望し、申請・申立てをする場合の具体的な流れのイメージは、以下の通りです。

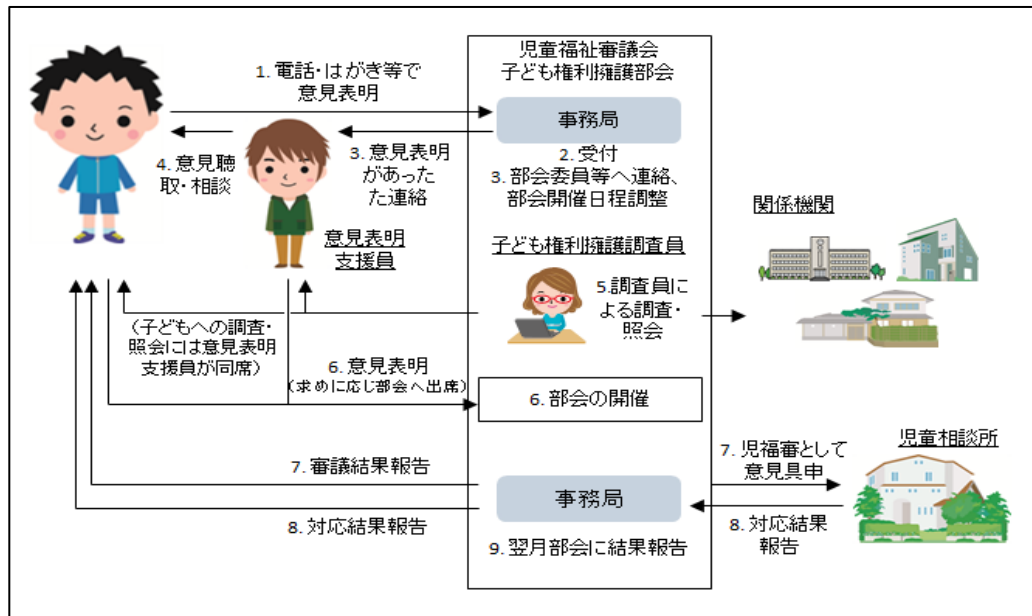


図4 児童福祉審議会を活用したこどもの意見表明モデル
(電話・はがき等で意見表明する場合)

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」(2019年)

なお、子ども権利擁護調査員(以下「調査員」)は、こどもからの意見表明が窓口にあった場合、意見表明等支援員及び関係機関に対して事実関係等の確認のために照会、調査を行います。調査員は、その結果、意見表明の内容が児童福祉審議会での調査審議事項に該当するか、他部会への付議や苦情解決の仕組みへの回付が妥当であるか等を確認し、必要に応じ権利擁護部会への報告等を行います。このような役割を担っているのが調査員です。

2. 海外におけるアドボカシーの取組

① イギリスにおけるこどもコミッショナー制度

イギリスにおける「こどもコミッショナー機関(Children's Commissioner for England)」の役割や機能は、行政から独立した立場で、i 監視: こどもの権利や利益の保護などについて監視すること、ii 政策提言: こどもの権利擁護の促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと、iii 救済: こどもからのものを含む苦情申立てに対応し、必要な救済を提供すること、iv 教育・啓発: こどもの権利に関する教育や意識啓発を行うことです。

② カナダにおけるアドボカシー制度

2007年に制定され2019年に廃止された「オンタリオ州こどもユースアドボキッド法(Provincial Advocate for Children and Youth Act)」に基づき、高い専門性と独立性を有しているアドボキッドは、こども・青少年とパートナーとしての立場を重視し、こどもと青少年の権利を最優先に尊重しながら実質的な意味のある参加を確保して、彼らの声を政策決定に反映させることを目指して支援しています。また、こどもと青少年の権利擁護に関連する活動を監視・調査するとともに、政府に対して提言や改善策を提案する役割を担っています。

(相澤 仁)

B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解

I：人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護 【基礎編】

1 子どもの権利条約の目的・内容

子どもの権利条約は1989年11月20日、第44回国連総会において採択されました（効力が生じたのは翌1990年です）。日本は国連で採択されてから5年後の1994年に批准し、同年に日本国内でも適用されるようになりました（現在では196の国と地域が締約しています）。子どもの権利条約に規定されているこどもの権利は様々ですが、「4つの基本原則」としてまとめられることがあります。

その「4つの基本原則」とは、

①差別の禁止（差別のないこと）

②こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

④こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること） です。

基本となる4原則の中に「こどもの意見の尊重」が掲げられているとおり、こどもに保障されている様々な権利の中でも、こどもの意見表明権は特に重要な権利であると同時に、周りの大人によって容易に侵害されやすい権利でもあるといえます。子どもの権利条約の父ともいわれるヤヌシュ・コルチャック(Janusz Korczak)は「子どもは今を生きているのであって、将来を生きるのではない。」「子どもはだんだんと人間になるのではなく、既に人間なのである。」と述べています。こどもも大人と同じ一人の人間です。

例えば、自分に関することなのに自分の希望は全く言えず、また言ったとしても全く相手にされず、周りの大人がこどもの知らないところでそのこどものことを勝手に決めていったとすればどうでしょうか。そのこどもの人生は誰の人生なのでしょう。こどもは自分の人生を自分で歩いていると言えるのでしょうか。こどもが「(親を含めた)周りの大人に勝手に自分の人生を決められた」という気持ちを抱くことなく、「今」そして「これから」の人生を一人の人間として「自分で歩く」ためには、まずは自分自身に関する事について自分の意見を自由に表明すること、そして、それが正当に尊重されることが必要です。そして、それこそが子どもの権利条約12条の規定するこどもの意見表明権なのであり、そして、それを支援する人こそが意見表明等支援員なのです。この手引きを読み進める上でも、そして現場において実践する上でも、そして意見表明等支援員(アドボケイト)以外の方でもこどもの養育に関わる方々の日々の業務や生活の中でも、常にこのことを頭の片隅に置いておいていただきたいと思います。

2 こどもの権利の歴史

ここで「こどもの権利」の歴史について少し触れておきたいと思います。

1939年から始まった第二次世界大戦ではホロコーストをはじめとする特定の人種の迫害、大量虐殺などの人権侵害が横行しました。このような歴史の反省から、人権の保障は世界平和の基礎であるという考え方が主流となり、1948年12月10日、国連第3回総会において初めて人権の保障を国際的に謳った「世界人権宣言」が採択されました。

この世界人権宣言の前文においては、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎

である」ことを明記しています。「人類社会」には当然、大人だけでなく子どもも含まれます。すなわち、子どもも人類社会の構成員の一員であり、固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利があります。

その上で、子どもにおいては第 25 条 2 項において、「特別の保護及び援助を受ける権利を有する」ことを宣明しています。つまり、子どもの権利は大人と同様に（平等に）保障されなければなりません。他方で、子どもは、大人と比べると身体的にも精神的にも未熟です。そのため、大人とは異なる特別な保護を必要とします。「特別の保護」のためには大人に認められている自由が子どもにとっては制限されていることもあります（例えば、飲酒や喫煙などは 20 歳にならないと認められません。）。しかし、だからと言って、あらゆる権利が正当な理由なく制約されることが許されるわけではありません（子どもの権利条約の前文では「特別の保護」に言及した上で、子どもには様々な権利が保障されなければならないことを定めています。）。

3 日本における子どもの権利のこれまでとこれから

前記 1 のとおり、子どもの権利条約は、子どもが権利の主体であること、そして 4 つの基本原則をはじめとする極めて重要な権利を定めています。これらの権利が子どもに保障されなければならないこと、そのために大人は子どもの権利条約について正確に理解している必要があることは言うまでもありません。それにもかかわらず、子どもの権利条約が国連で採択（1989 年）されてから日本が批准する（1994 年）までに 5 年もかかったのは、日本では子どもの権利条約が必要ないという意見があったからだとも言われています。このように、かつて日本においては、子どもは権利の「主体」などではなく、保護者や教師などの子どもを取り巻く様々な大人との関係性の中で語られることでしかない「客体」に過ぎないという（誤った）認識がありました。そのため、「子どもは未熟だから自分のことはわからない。だから、子どもの幸せは大人が決める」、「子どもに権利を教えることは単なるワガママにつながる」という意見もありました（極めて残念なことですが、もしかしたら、今でもそのように考えている大人もいるかもしれません）。

日本が子どもの権利条約を批准して 30 年近く経ちました。この間、民法においては親権は子どもの利益のために行使されることが明記され、児童福祉法においては子どもが権利の主体であることが明記されるなど、子どもの権利に関する法改正がなされてきました。さらに昨今では、いわゆる「ブラック校則」をはじめとして、子どもが声を挙げることによってこれまでの社会のルールを見直すということも起き始めています。

さらに、令和 5 年 4 月には子ども基本法が施行され、同法 3 条では基本理念として、前記の 4 つの基本原則が改めて触れられています。このように日本の歴史の中でも、徐々に子どもの権利が保障されなければならないという土壌が形成されつつあります。

そして、令和 6 年 4 月に施行される改正児童福祉法においては、児童相談所長等が一時保護や施設入所措置等をしようとする際にはあらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないという意見聴取等措置が規定され（同法 33 条の 3 の 3）、そして、子どもの意見を外部の第三者が聴取するという意見表明等支援事業が新設されました（同法 6 条の 3 第 17 項）。今後、ますます子どもの意見表明権をはじめとする子どもの諸権利が保障される社会となっていくことを願います。

（浦 弘文）

Ⅱ：アドボカシーに関連する制度等 【基礎編】

- ・こどもは権利を有する主体であることや、こどもの権利条約における4つの原則が法律に位置づけられています。こうした中で、児童福祉法では意見表明等支援の導入が法律で定められました。
- ・こどもは多様な考えを持っており、個々に応じたサポートや、それを支える行政施策の整備が求められます。

1. 権利の主体としてのこども

こどもは大人や社会によって保護される客体だというだけではなく、さまざまな権利を持つ主体でもあることは、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）で明確に述べられています。子どもの権利条約は「差別の禁止（差別のないこと）」、「こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）」、「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」、そして「こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」という4つの原則が基本的な考え方になっています。

国内のこども家庭福祉に関連する法律にも、この4つの原則が盛り込まれています。例えば、**児童福祉法**では平成28年の改正で法律の理念として子どもの権利条約に基づく内容が盛り込まれたり（第1条、第2条）、令和4年に新たに成立した**こども基本法**ではこども施策の基本理念として4つの原則が盛り込まれたりしています（第1条、第3条）。現在、こうした法律を裏付けとして、こどもが有する権利の擁護や福祉の保障を図るための制度が整備されるようになっていきます。

2. 意見表明等支援の法定化

児童福祉法やこども基本法といった法律での定めに象徴されるように、こどもが自身の権利を知ったうえで必要な支援を求められること（セルフアドボカシー）は、すべてのこどもに等しく機会が保障されるべきです。中でも、発達過程にあるこどもが適切でない養育環境にいたり、権利が制約される状況にあったりする場合には、特段の配慮が望まれます。令和4年の児童福祉法の改正では、こうしたこども家庭福祉の分野、特に**児童相談所が関わっているこどもについて、都道府県等が実施する制度として意見表明等支援を導入**することが法律に定められました（令和6年4月施行予定）。これとともに、権利擁護のための環境整備や、児童相談所がこどもと関わる際にこどもの意見を聴き取ることも、あわせて都道府県等の義務と位置づけられています。

<こどもの権利擁護に係る環境整備>

- ・都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備する。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- ・都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達

¹ 4つの原則の和訳は日本ユニセフ協会ウェブサイトによる。

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

支援医療機関への委託、一時保護の決定時等に意見聴取等を実施する。

- ・こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業>

- ・児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象として、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

3. 多様なこどもの声を聴くために

こうした法改正に至る検討の過程では、社会的養護を経験したこどもにインタビューし、意見を聴くことで制度の輪郭を描いてきました。ここでは、その一部をご紹介します。

<インタビューにご協力いただいたこどもからの意見（一部を抜粋）>

これまでに意見をきかれたことはあるか（一時保護されたとき）

- ・説明は記憶にない。
- ・（一時保護所に行くときは）共同生活の体験をしようねという説明だったと思う。
- ・一時保護入所前はどんなところに行くのか全然知らなかった
- ・心の準備ができるよう、細かい説明をしてくれたらよかった。
- ・一時保護のことを事前に知りたかった。
- ・一時保護所くる1分前に、一時保護所に行く事を察した。病院に行くと言われた。



これまでに意見をきかれたことはあるか（施設に入るとき）



- ・施設に入るとき、大人は施設の説明をしてくれて、楽しそうと思った。
- ・（意見をきかれたかは）記憶にないけど、見学に行ってここでもいいかなと思った。
- ・施設にするか里親にするかきかれた。
- ・家か施設かはきかれた。
- ・施設に行くかはきかれたがよくわからないまま決められた感じ。
- ・施設に行くことは一週間前に言われて心の準備ができなかった。
- ・この園に来る前、「ここで良い？」ってきかれて「嫌だ」と言ったけど、この園になった。その説明はほしかった。

意見表明を支援する人について（どんな時に/何について意見を言いたい）

- ・この先のこと。高校に行けるのか。
- ・つらい時、不安なことを吐き出したい。
- ・学校に行きたい。一時保護所の職員に行っても、ケアワーカーと話を進めるしかないと言われる。
- ・勉強が苦手なので、内申点が欲しいが、一時保護所にいるのでもらえない。
- ・学校のイベントには、参加できるが授業に出られない。
- ・授業についていけない心配。
- ・進学先は自分で決めたい。制服で選ぶ。



子どもの権利擁護に関するワーキングチーム『皆さんからいただいたご意見』、2021年12月こどもからの意見にあるように、どのような経験をしたか、どのようなアドボカシーが必要だと考えているかは、こどもによって多様です。そのため、全国を一律に標準化するのではなく、こどもの個別の状況に合わせたサポートや、その実施を支える行政施策の整備が各地域に求められます。これまでの調査研究では「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」や「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）」及び「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）」などが示されており、こうした資料を参照しつつ地域の関係者と協議して実践方法を検討することが望まれます。

（家子 直幸）

Ⅲ：各自治体における児童福祉行政の理解（概要編） 【基礎編】

1. 国及び地方自治体における児童福祉行政

国及び地方自治体における児童福祉行政は、大きくは日本国憲法、子どもの権利に関する条約（子どもの権利条約）、児童福祉法、こども基本法、そのほかの関連する法律に基づき、こどもの成育を支援する取り組みとして展開されています。

具体的な政策、取り組みは国及び地方自治体が法、機関、制度の有機的な関連をもって行われます。そのような体系を児童福祉の実施体制と呼んでおり、国においては、これまでの厚生労働省（子ども家庭局）及び内閣府から、令和5年4月1日創設されたこども家庭庁が中心となって、政策の立案、財政支援等こども施策の司令塔機能をはたすこととされました。

都道府県等の自治体においては、国の政策方針に基づき具体的な機関の設置や事業を展開します。

2. 都道府県の役割

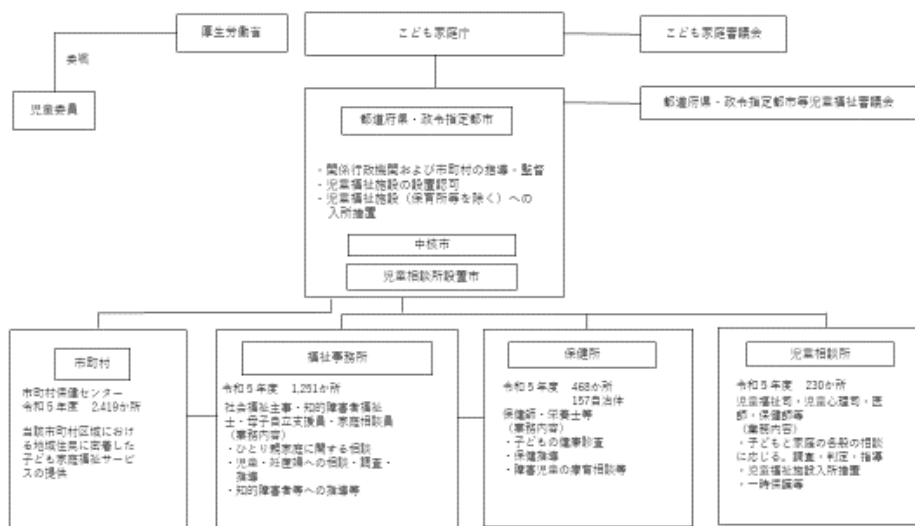
都道府県の役割は、少子化対策、子育て支援施策、要保護児童対策等国の推進方針に基づき、広域にわたる事務や市町村が統一的に処理すべき事務等を管轄し、また専門的な相談支援、施設入所等行政処分の実施などを行います。（児童福祉法第11条、第12条参照）

こども家庭福祉に関しては、専門機関である児童相談所の設置そのほか児童福祉法に基づき都道府県としての事務を行います。政令指定都市、中核市もそれぞれ都道府県が行う事務を全部または一部行い、児童相談所設置市は児童相談所を設置することができます。

3. 市町村の役割

市町村は、住民に身近な行政機関として、子育て支援事業、保育サービスの実施、こどもや妊産婦に対する相談支援等を行います。また、市には福祉事務所が必置であり、障害、高齢、生活保護やひとり親家庭等に関する福祉を一体的に実施する体制が整備されています。（児童福祉法第10条、第10条の2参照）

図1 子ども家庭福祉行政のしくみ



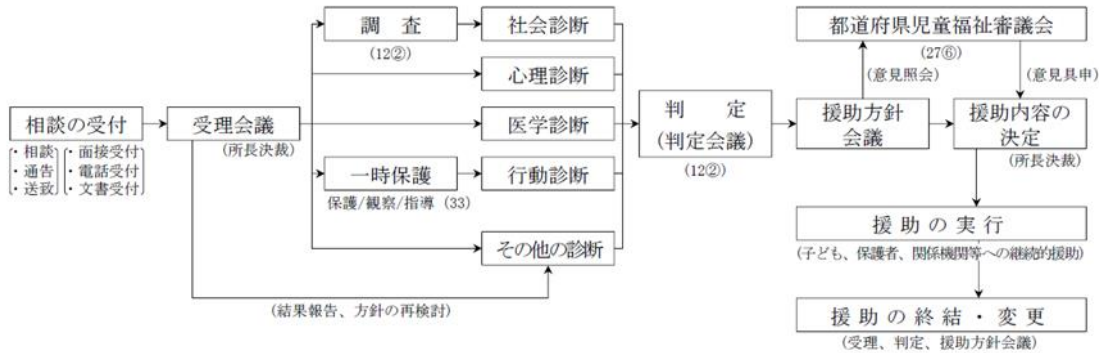
4. こども家庭福祉の主な実施機関

1) 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、こども家庭福祉の第1線の専門行政機関として都道府県及び政令指定都市には設置が義務付けられています。中核市などや特別区も児童相談所を設置することができます。

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じます。必要な調査、判定に基づき必要な指導を行います。一時保護の他児童福祉施設（保育所等を除く）への入所の措置を行います。

図一 2 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

2) 福祉事務所

福祉事務所は社会福祉法第14条に基づき設置されている社会福祉全般の窓口です。都道府県が設置する福祉事務所は郡部を管轄し、市部（特別区を含む）については、各市（特別区を含む）が設置する福祉事務所が管轄しています。なお、ごく一部ですが、福祉事務所を設置している町村もあります。

生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどるところとされており（同法第14条第5項、第6項）、その具体的な内容については、各法に詳細に定められています。

3) 保健所

保健所は、地域保健法第5条に規定され、都道府県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市、特別区が設置します。こども家庭福祉に関して、保健所は児童の健康相談、児童の健康診査、身体に障害のある児童の療育相談に応じる等の機能をはたしています。

5. 審議機関（こども家庭審議会、児童福祉審議会）

こども家庭福祉に関する審議は、国ではこども家庭審議会、地方自治体では児童福祉審議会が行います。審議会は重要な政策や特定の課題について、大臣や首長の諮問に応じて合議による検討の上、中立的、専門的な立場からの答申を行う他、調査に基づき意見の具申を行うこともあります。こども家庭に関しては、児童相談所の措置に関する問題、被措置児童等虐待に関する問題、児童虐待についてこどもの死亡等の重大事例の検証、必要な場合のこども本人、保護者等の関係者からの意見聴取などこどもの権利の擁護、権利侵害からの救済に関する機能を有しています。（児童福祉法第8条、児童虐待の防止等に関する法律第4条参照）

6. 社会的養護施設の現状

社会的養護とは、保護者のない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことです。近年児童虐待の急増に対して、乳児院、児童養護施設等の社会的養護関係施設へのニーズが高まっています。また、こどもの養育の形態として、家庭と同様の環境における養育が望ましいことから、里親等への委託が国全体として促進される方向です。

図一3 社会的養護の現状

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)
	登録里親数	委託里親数	委託児童数	
	15,607世帯	4,844世帯	6,080人	
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人
	専門里親	728世帯	168世帯	204人
	養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人
	親族里親	631世帯	569世帯	819人
				ホーム数 446か所 委託児童数 1,718人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現員	2,351人	23,008人	1,343人	1,162人	3,135世帯 児童5,293人	818人
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

（出典）
 ※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）
 ※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（令和3年10月1日現在）
 ※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和3年10月1日現在）
 ※自立援助ホームの定員、現員（令和4年3月31日現在）及び職員数（令和3年10月1日現在）は家庭福祉課調べ
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2197か所
地域小規模児童養護施設	527か所

○出典

図一1 子ども家庭福祉行政のしくみ

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集最新社会福祉士養成講座
 3 児童・家庭福祉図 4-1 子ども家庭福祉行政の仕組みを参考に作成

図一2 児童相談所における相談援助活動の体系・展開

児童相談所運営指針

図一3 社会的養護の現状

こども家庭庁資料令和5年4月5日社会的養育の推進にむけて（前橋 信和）

IV:各自治体における関連制度やアドボカシーの取り組み(詳細編) 【養成編】

1. 子どもの権利擁護について、法改正の経過

- ・子どもの権利条約 1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約が、1994年4月22日わが国で批准されました。
- ・児童福祉法 1947(昭和22)年に成立した児童福祉法が、2016(平成28)年に大きく改正され、第1条において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、権利条約による権利が児童福祉法において保障されることが明文化されました。
2019(令和1)年法改正において、子どもの意見を尊重する方策として、児童福祉審議会において子どもの意見を聴取することができる規定が、また附則において施行後2年をめどに児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる仕組みの構築等に関して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定がおかれました。
2022(令和4)年法改正において、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとされました。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うこととされました(施行は令和6年4月1日)。

2. 権利擁護に関する様々な取り組み

- ・社会的養護 これまでも児童相談所運営指針に基づき、援助指針を策定する場合、事前に子どもの意向を確かめることが行われていましたが、令和4年の児童福祉法改正により児童相談所等に法律上義務付けられることとなりました。また、児童養護施設等においては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、その運営の質の向上を図るため、第三者評価及び自己評価の実施とそれらの結果の公表が義務づけられており、子どもの権利擁護に関する項目が示されています。

3. 都道府県等における意見表明等支援事業について

「アドボケイト(意見・意向表明支援)における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究報告書」令和5(2023)年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティングを参考にまとめました。NPO等による養成講座等も含め詳細は前記報告書を参照してください。

- ・自治体における様々な取り組みの例

	大阪府	香川県	山口県
意見表明等支援事業の状況	令和2年度よりNPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKAへ委託し実施。児童養護施設3カ所、ファミリーホーム1カ所。アドボケイトは17名、SV複数名配置。令和3年度には40名程度の児	令和4年度丸亀街づくり研究所に委託し、意見表明等支援事業の準備を行っている。令和4年度中に県内の児童養護施設等にアドボケイトを派遣の予定。アドボケイトは20名程度、指導・助言のためのファシリ	「子どもの権利擁護のための相談体制事業」として山口県社会福祉士会に委託して訪問アドボカシーを実施している。アドボケイトは5名、SV1名を配置。1施設内の4小規模グループケアを対象に月1回、

	童に意見表明等支援を行った。	テーターは5名を予定、さらに大学教授、弁護士にSVを依頼予定。	2名が訪問している。
養成研修	子どもアドボカシーセンターOSAKAが主体となって実施。	委託先が主体となってアドボケイトを目指す人材を募集し、委託先とは異なる機関が実施する養成研修の受講を促している。	県社会福祉士会と連携し、子どもアドボカシー基礎講座、子どもアドボカシー実践講座の2種類の研修を実施。
担い手確保の課題	アドボケイトの人数確保が課題。事業受託可能な団体の掘り起こしが必要。将来的に必要ながあれば先進県を参考に実施するかもしれない。	将来的には県独自で研修を実施することや、福祉関連の元職員の活用等も検討したい。	人数確保のためには人材の掘り起こしが課題。
養成講座の内容等	養成講座の内容は毎年委託先と共有しているが、内容の修正等を依頼したことはない。	子どもアドボカシー学会、または全国子どもアドボカシー協議会を受講する機関としているが、それぞれの団体のカリキュラムによる。	基礎講座5日、実践講座2日、終了後アドボケイトとして活動を希望する場合、さらに施設や一時保護所での実地研修を受ける必要がある。
養成講座の課題	社会的養護に関する法制度は全国共通であるが、社会的養護、児童相談所については地域の実情があるので、地域性をふまえた調整が必要ではないか。	アドボケイトの登録要件として外部機関の研修受講を求めているが、受講料は自己負担となっており、アドボケイト確保の点から受講費用の負担等について検討が必要である。	人数確保のためには養成講座のPRが必要であり、県内のCAP、大学、弁護士会等に周知を図っている。
アドボケイトに求められる要件・資質	現在は、任用の要件として子どもアドボカシーセンターOSAKAの養成講座を修了し、複数名で訪問する際には2年以上の実務経験を有するものを含むとしている。アドボケイトの資質については独立	アドボケイトに関して資格要件等が定められていない中で、養成研修終了後こういった人物をアドボケイトとして登録するかの基準は設けていないが、求められる資質に関しては県としても課題であると感	社会福祉士がアドボケイトとして活動するなかで、社会福祉士として積極的に課題解決のために動いてしまわないようにする必要があるのではないかと感じている。他の活動実践がある場合、独立性の観点で

	<p>性確保の観点から個別に指摘や指示をすることは行っていないが、これまでトラブル等は生じていない。</p>	<p>じており、最終的には面接によって個別に判断することになるのではないかと考えている。</p>	<p>アドボケイトとしての活動を避けるべきであるという意見もある。研修修了者に対してもアドボケイトとしての適格性を判断する手続きが必要だと考えており今後の検討課題である。</p>
--	--	--	---

4. 今後の課題

- ・衆議院・参議院における付帯決議

衆議院厚生労働委員会 付帯決議（部分）

七 意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないように、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。

- ・参議院厚生労働委員会 付帯決議（部分）

九 意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないように、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。

とされており、共通して自治体間での取り組みのばらつきに関する懸念、そのほか意見表明等支援員についての独立性及び守秘義務に関する措置、専門性の確保、適切なプログラムによる育成について決議されています。

（前橋 信和）

C アドボカシーの過程と必要な態度・技術

I：意見表明等支援員（アドボケート）が求められている技術・態度について （アドボカシーの基本的な態度・技術） 【基本編】

意見表明等支援員（以下「支援員」）が求められている技術・態度について、「意見表明等支援員養成のためのガイドライン案」で示された到達目標の「知識・技術」「態度」に基づき、概説します。その上で、面談における具体的な対応の留意事項について簡単に触れます。

1. 求められている「知識・技術」

1) こどもの権利および意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるよう説明できる

こどもの権利、意見表明等支援事業の目的や利用のしかた、支援員の果たす役割や任務などについて、そのこどもの年齢や特性などに配慮しつつ、パンフレットや権利ノート及び動画などを活用しながら丁寧に分かりやすく繰り返し説明し、その都度こどもが的確に理解していることを適切に確認することが求められているのです。特にこどもは児童福祉審議会についての理解が難しく、繰り返し創意工夫した配慮ある説明が必要です。

また、関係機関・関係者に対しては、こどもの権利、意見表明等支援事業の目的・意義、支援員の役割等についての理解不足及び新たな取組への不安や負担感などから、形式的な理解に留まらず、本質的な理解と心底から納得が得られるように、必要に応じて心に届く丁寧な説明を繰り返しすることが大切です。そしてその過程を通して、関係者との信頼関係の構築を図ることが重要です。

2) 意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた状態で実践できる

ある社会的養護経験者の方が「ケアワーカーの専門性は、専門性を感じさせないのが専門性である」と述べています。テクニックやスキルではない、そうした技術がアートとして自分の人間性に融合され、存在そのもの（being）をベースにして、こどもそのままのありよう（being）を尊重し、こどもとずっと向き合い、寄り添いながら生活を営み、ともに育ち合いながら歩み続けていることが内面に根付いており、意識せずに当たり前のようにできること、これが自然と身に付いた状態で実践できるということの意味しているのではないのでしょうか。

このように支援員は、基本的な考え方を理解し、それらに基づき、こどもの意見を傾聴し受け入れ、適切なサポートやフィードバック及び確認などをナチュラルに提供することができるようになることを求められているのです。こどもは、自然な態度としての無条件の愛やサポート及び自分を受け入れられる環境の提供によって、自己肯定感を育んでいきます。

自然と身に付いた状態になるためには、意見表明等支援の反復や経験を通じて、必要な技術が自己の一部となり、自然な状態で発揮できるように、こどもアドボカシー活動への関心や情熱及び学び続ける姿勢を持ち、実践することが重要です。だからこそ、ゆっくりとじっくりとあせらずに進むことが大切なのです。

3) 6原則など重要な考え方に基づいてこどもの声を傾聴し、こどもを中心にした意見形成支援・意見表明支援を行うことができる

こどもの声を傾聴することは、真剣にこどもの話に耳を傾け、その意見や感情を理解しようとする姿勢が大切です。こどもの話に割り込んだり、否定的な反応を示したりせず、じっくりと彼らの意見を聴きます。また、非言語的なサインや表情にも注意を払い、より深い理解を目指して実践することが求められています。傾聴のポイントとしては、

- ①こどもの話は、安心できる環境（雰囲気）の中で傾聴すること。
- ②こどもの話に関心をもち、自分の考えや思いを挟まずに、相づちを打ちながら、共感しようとしつつ受け止めること。
- ③間を大切にし、こどものペースや進み具合に合わせて聴くこと。
- ④こどもが「理解されている」と感じるように理解できているか丁寧に確認すること。
- ⑤こどもの心情に想いを馳せながらネガティブな内容であっても受容の姿勢で聴くこと。
- ⑥こどもが自分の考えや思いについて見つめ、気づいたり自覚できるように聴くこと。

などです。

こどもの意見形成支援をするためには、こどもが気持ちを表出した時に尊重するとともに、こどもが受け止められたと実感できるように傾聴し、また表出したいと思う体験を繰り返し積み重ねていく事が重要です。こうした過程の中で、こども自身が、もやもやして自覚できていない自分の気持ち、思い、考え、意見に気づくように、十分に時間をかけてじっくり話を聴き、気持ちを整理するなど意見形成支援をしていくと、言葉などで表現できるようになっていきます。

自分の気持ち、思い、意見などを認識できるようになり、それを相手に伝えたいという意思を示した時に、伝えるための意見表明支援をすることが必要です。意見表明支援をする際に、いざその場になるとこどもは心理的に不安になる場合が少なくありません。支援員は、安定した態度でこどもに寄り添い、不安を軽減するための練習などその対応が重要です。

なお、こどもへの傾聴や意見形成・表明支援などのあり方については、別のパートでも述べられていますので参考にして下さい。

4) 言語や言語によらない意向・意見を理解し、年齢・発達の程度や障害の状態等に応じたこどもへの説明や傾聴・支援などができる

こどもの自己表現のしかたも多様であり、言語に限らず言語によらない表明のしかたをとるこどもやコミュニケーション特性のあるこどももいることから、支援員においても、こどもに応じた説明や傾聴・支援などその対応のあり方が求められています。具体的には、こどもの年齢や発達の状況等に応じてカード・クイズ・紙芝居・動画等の様々な説明ツールなどを活用して丁寧に分かりやすく伝えることです。

また支援員は、こどもから表現された行動・態度・表情といった非言語コミュニケーションをくみ取る技術を身につけることも必要です。さらに支援員は、乳幼児や障害児等のコミュニケーション特性などに留意し、非指示的アドボカシーやさまざまな方法を駆使して、一つ一つ丁寧に確認しながら繰り返し説明や傾聴・支援などを実施することが必要です。

5) 記録の重要性と適切な記録方法を理解したうえで、的確に記録・文書管理ができる

記録は重要な情報を保存し、活動の詳細を示すための貴重な情報源です。的確な記録を残すことで、情報の正確性を確保します。支援員や関係者は、こどもとの面談の内容や支援の

内容に関して的確な記録を作成することが必要です。記録には、日付、時刻、場所、子どもや関係者の氏名、面談の詳細など、必要な情報を正確に記載することが重要です。支援員及び委託先団体事務局は、それが漏洩・紛失しないように厳重に管理・保管しなければなりません。

2. 求められている「態度」

1) こどもの権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身に付けている

こどもは、人間としての尊厳と権利を持っています。「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である。」とは、子どもの権利条約の父といわれるヤヌシュ・コルチャックの言葉です。こどもは権利の主体であり、大人と同じ人間として尊重されるべき存在です。そのため、こどもの人権を尊重し、他の人と同様に平等・対等なかかわりやふれあいなどをすることが重要です。すべてのこどもは権利の行使の主体であることなどを常に意識し、その権利を尊重した意見表明等支援などをする態度を身につけることが大切です。

2) こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている

こどもは、その人権について無条件かつ何があっても絶対に尊重されていることを理解し感じていることが大切です。これは、こどもが何かを「する・しない」「できる・できない」といったこどもの行動 (doing) やパフォーマンスに基づく条件付きの尊重ではなく、こどものそのままのありよう (being) を尊重することが必要であることを意味しているのです。こうした態度こそ、支援員として身につけるべき極めて重要な専門的態度の一つではないでしょうか。

行動上の問題などの症状を呈している今のこどものありようは、生育環境がいかなる環境であったとしても、胎児の時からその生育環境の中に適応しようと精一杯努力してきた結果であり、今はこういうありようでしか、言葉や態度でしか表現できない状態にあることとして理解し、存在そのものを尊重することが重要なのです。

したがって、支援員は、こども一人ひとりのそのままのありようを尊重し、その多様性に応じるための柔軟な姿勢を保持しながら、決して見捨てることなく継続的なつながりを大切にしつつ信頼関係を構築し、こどもと寄り添い向き合い続け、適切な支援を展開することを求められているのです。

3) 解決が難しいジレンマなどに向き合いながら、自己を内省し、自己覚知に努めることができる

支援員は、言語・非言語を問わずこどもから表出した表現をよりの確に理解し、より適切に支援しようとするほど、そこにはずれが生じることになりジレンマや葛藤を抱えることになるというのが実践だと思えます。

こうしたジレンマや葛藤に向き合うことは、自己の成長や発展につながります。困難な状況や複雑な問題に直面することで、自己の限界や課題を認識し、新たな視点やアプローチを模索する機会が生まれます。これによって、より柔軟な思考や創造的な対応策を見つけるこ

とができます。

自己を内省し、自分自身の行動や思考を客観的に振り返ることが重要です。自己の経験や対応を振り返り、意識的に考えたり分析したりすることを通じて、自分のバイアスや先入観、感情の影響などに気付きます。また、他の支援員やSVからのフィードバックや観察、経験の振り返りを通じて、自己の行動や結果を評価し、学びを得ることも重要です。

自己を内省し、自己覚知を高めることは、自己をより深く理解することで、自己のコミュニケーションのパターンなどを把握し、より意識的に行動することができるようになり、適切な支援につながります。

4) 常に自分や周りの人の人権を大切にし、関係性を継続できる

自分の権利を大切にすることは、周りの人の権利を大切にすることにつながります。支援員は、こどもの人権を尊重しコミュニケーションを大切にすることを楽しみながら豊かさを感じながら自然体で取り組むことが重要です。こうした取り組みを通して、支援員は、自他の権利や存在の多様性を尊重し、こどもなど周りの人との関係性を深め、継続できる態度を養い、相互により質の高いセルフアドボカシーやコミュニケーション力の形成はもとより、より豊かで健幸な人間性をともに形成していくことが大切です。

5) メンバーやSVへの適切な情報共有・相談などにより、互いに頼り、支え合いながらチームとして、こどもの権利擁護に取り組む

支援者間でこどもについての理解が全く同じということはありません。そこには必ずと言ってよいほど「ずれ」が生じるのです。他者との理解のしかたがずれているからこそ、そのこどもに関する理解について、情報共有し相談することによって、そのこどもの理解はより一層深まるのです。こどもの権利保障を中心に据えて、本質的な対話としてのずれによる対立的な、批判的なコミュニケーションを相互に取り続けながら、互いを尊重し、頼り合い、支え合いつつ関係性を深め、信頼関係を構築し、チームとしてこどもと向き合うことこそ、こどもの権利擁護に取り組んでいくにふさわしい態度ではないでしょうか。

また、何かあれば、一人で抱え込まずにメンバーやSVにSOSを出すことも支援者の身につけるべき重要な態度です。支援を受けながら楽しんで取り組みましょう。

3. 面談における具体的な対応の留意事項

面談に臨む際の具体的な対応においては、①こどもの求めによる座る場所や位置、②自然で適切な同じ高さでの目線、③理解しやすいシンプルで親しみやすい丁寧な言葉遣い、④TPOに合った清潔で整った活動しやすい身だしなみ、⑤快適に感じるような身体的な距離を保つなど自他の境界線に配慮した適切な距離感などについて留意することが必要です。

面談における意見形成・表明支援の際の具体的な対応においては、①安全・安心な環境で自由に発言しやすい雰囲気づくり、②こどもの意見や気持ち及びその主体性を尊重する非指示的・非侵襲的なアプローチ、③偏りのない総合的な情報提供、④こどもの意見内容や表明手段の確認、⑤表明の際の自分のペースでリラックスして発言できる環境の調整などについて留意することが必要です。

(相澤 仁)

Ⅱ：訪問アドボカシーの過程と技術 【養成編】

1. 訪問アドボカシーの過程

社会的養護における訪問アドボカシーが行われる場所としては、児童相談所、一時保護所、施設（児童養護施設、障害児入所施設等）、里親家庭が想定されます。訪問アドボカシーが実施される過程について、一般的な流れを解説します。

1) 枠組みの調整

意見表明等支援員（以下「支援員」）派遣団体と、訪問を受ける組織や里親の間で、訪問アドボカシーの枠組みについて、調整を行います。訪問の回数、訪問人数、予約方法、使用できるお部屋、活動範囲（予約がない時にホール等でこどもと交流して良いかなど）、こどもたちへの説明方法、職員への説明方法、意見表明支援のニーズがあった場合の対応手順、実施の様子を定期的に振り返る場（システム検討会等）の設定などを決めておく必要があります。これらの枠組みがどのようになっているかによって、その場所でのアドボカシーは大きな影響を受けるため、慎重に話し合う必要があります。

2) 職員（里親）向け説明会

こどもの周りにいる職員や里親（職員等）が訪問アドボカシーを理解し、積極的に活用しようと思うことが、こどもたちの訪問支援員（アドボケイト）利用を促進します。逆に、「自分の養育の悪い点を暴きに來た」と警戒されてしまうと、こどもたちは訪問支援員を否定的に捉えたり、利用したいと思った時に罪悪感を感じるようになります。こどもの最善の利益という共通の目標のために意見表明権を支える活動であることや、こどもの意見が表明されることで大人もその子をより理解し、深いコミュニケーションが可能になることを伝えていきます。

なお、職員等向けの説明会は最初に1度行えば終わりではありません。実際に訪問が始まってから職員等が疑問を感じることもあります。実施の様子を定期的に振り返る場で職員側の思いも教えていただき、独立性に注意しつつも、必要に応じて職員等と支援員の相互理解が深まる場を設けていく必要があります。

3) こども向け説明会

残念なことに、日本の多くのこどもは、「他人の権利を奪わない」ことは教えられていても、「自分の権利を使う」ことは教えられてきていません。自分にも権利があることを知らないし、教えられても、「どうせ口だけ」、「実際に～して欲しいと言ったら、聞いてもらえないに決まってる」と感じがちです。すべてのこどもに権利があることや、言いたいことを言う権利をお手伝いするために支援員が訪問することを、こどもに伝わるように説明します。毎日新しいこどもがやってくる一時保護所では説明用ビデオを使ったり、様々なこどもがいる施設では、こどもの理解度に合わせて幾つかのグループを作って説明会をすることもあります。こどもたちの反応や理解に合わせてながら、必要に応じて繰り返す必要があります。

4) 個別面談への導入まで

こども向け説明会の後、こどもが訪問支援員との面談を予約してくるという流れが、最もシンプルに個別面談に導入できるケースです。あるいは、一時保護所の場合なら、保護されたこども全員に1度は面談を実施するという運用もあるかもしれません。他にも、遊びなどを通じたこどもとの関係構築を経て、個別面談に至るケースもあります。こどもが支援員を意見形成・意見表明を助けてくれる人と認識し、話してみようと思える関係になるまでが、訪問アドボカシーの難しさの一つです。こどもたちの「構ってほしい」、「遊んでほしい」というニーズは強いため(栄留ら, 2022)、関係構築のためと遊びに応じているうちに、遊びのボランティアなのか支援員なのかわからなくなってしまうこともあります。遊びのニーズに応じながらもこどもの権利を伝えたり、支援員本来の目的を伝えていく工夫が必要です。

5) 個別面談

こどもが「話を聴いてほしい」と意思表示をした場合や、遊びの中で支援員がくその話、大事な話だと思う。よければ個別にお話を聴きたいのだけど、どう？>と誘ってこどもが希望した場合などに、個別面談が始まります。個別面談は、a)あいさつ・自己紹介、b)面談の経緯と目的・枠組みの確認、c)支援員の役割説明、d)こどもの話を聴く、e)今後の打ち合わせ、というステップで進むのが標準的です。中心となるのは、d)こどもの話を聴くであり、こどもは支援員に話しながら、自分がどのように感じているのか、どうしたいと思っているのか、自らの意見を明確にしていくことができます(意見形成支援)。

個別面談の中でこどもが自らの意見を明確にしたとしても、必ずしもその意見を他者に伝えたいと考える訳ではありません。本人が「意見を伝えたい」、「手伝ってほしい」と明示した時のみ、意見表明支援を行うこととなります。意見表明支援を行う場合は、e)今後の打ち合わせのステップを丁寧に行い、いつどこでどのような形で何を意見表明するのか、本人と打ち合わせを行います。意見表明支援において確認しておくことは多く、また、支援員の個人的な思いを入れずこどもの言葉として伝えるため、シートなどに記入しながら一緒に考えることがおすすめです。

6) 意見表明支援

こどもが希望した場合は、こどもとの打ち合わせ内容に基づき、意見表明支援を行います。対象は、こどもの養育者(施設職員、里親)の場合もあれば、児童相談所ケースワーカーやこどもの両親、学校の先生など、様々です。訪問アドボカシーの導入を理解している施設職員や里親、ケースワーカーの場合はいいとして、こどもの両親や学校の先生の場合は、支援員が入る意見表明の場を設けることが可能かどうかという交渉からスタートすることもあります。

7) フィードバック

表明した意見に対する返答は、その場で得られることもあれば、後日になされることもあります。支援員は、こどもが伝えた意見に対して大人の返答がなされるのを確認し、返答をどのように受け止めたのか、こども本人と話し合います。場合によっては、そこからもう一度、意見形成支援・意見表明支援が始まることもあります。

8) 活動の評価

訪問アドボカシーの活動が本当にこどもの役に立っているのかどうかは、こどもたちに尋ねる必要があります。半年や1年の節目で、訪問アドボカシー活動の評価をこどもたちに尋ねることが、この活動の意義と妥当性を保障してくれます。定期的に集まって訪問支援員に助言してくれる「子ども委員会」の取り組みも、こどもたちからの評価や改善点を知るために、非常に有効です（栄留ら, 2021）

2. 訪問アドボカシーの技術

訪問アドボカシーにはさまざまな技術が必要です。ここでは、権利を伝える技術、こどもと関係を構築する技術、話を聴く技術、具体的な打ち合わせをする技術を紹介します。いずれも、こどもアドボカシーの理念と原則を理解し、こども中心の態度が身についていることが前提となります。なお、障害のあるこどもを対象とした意見形成支援・意見表明支援のための手引き（みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社, 2023）には、こどもと関わる時のポイントが詳細に紹介されています。訪問支援員を目指す方は、こちらも学ばれることをお勧めします。

1) 権利を伝える技術（権利啓発）

多くのこどもたちは、自分たちに権利があること、権利を使っていいことを意識していません。大人の意向と違う意見を持っていいことや、違う意見を伝えていいことを知らないし、伝えたときにしっかり考慮してもらえると信じていません。意見表明権の保障に先駆け、こどもに権利があること、権利を使っていいことを、わかりやすく伝えていく必要があります。これは、理屈として伝えるだけでなく、支援員の立ち振る舞いを通して実感してもらうことが大切です。たとえば、<どうしたい？>と尋ねられることや、意見を伝えたときに受け入れられる体験は、こどもが権利を実感する機会となります。

【事例】 訪問支援員のAさんは、面談予約が入っていない時間は、ホールでやってきたこどもたちと遊びます。テーブルに折り紙を出しているAさんは、近づいてきたこどもたちに、<どこに座る？こっちでも、あっちでもいいよ>と話します。こどもたちが思い思いの席に座ると、すかさず、<座る席を選べたのは、どうしてだと思う？>と尋ねます。こどもたちが答えに困っていると、<権利だから。説明会でも話したように、あなたには自由に選ぶ権利があるからだよ>と伝えます。好きな折り紙を選ぶ時も、<自由に選んでいいのはどうして？>と尋ね、<権利だから>と伝えます。これを続けると、4回目にAさんが<どうして？>と尋ねたときには、こどもたちは笑いながら「権利だから！」と言うようになりました。遊びの中のやりとりを通して、こどもたちは、「自分には選ぶ権利がある」ということを意識するようになっていきました。

2) 関係を構築する技術

支援員は、こどもに「この人になら話してみてもいいかな」と思ってもらえる必要があります。優しい、受け入れてくれる、親身になってくれる、と感じてもらえるような関わりが必要です。ただし、遊びのボランティアではないということを自覚し、遊びに応じつつも、こどもの権利を紹介したり、意見表明支援を行うために来ていることを伝えていく必要が

あります。

個別面談では、自己紹介のあと、面談の経緯と目的・枠組みの確認を行います。＜予約カードが入っていたので、面談の時間を作りました。〇時まで時間があります。カードには「門限のこと」と書いてあったけど、今日は門限の話をお聴かせしてもらおうということでもいいのかな？＞のように、面談がどのような場であるのか、子どもと支援員の間で共通理解を作ります。認識をすり合わせ、面談の流れの見通しを共有することは、共同作業の土台となります。

個別面談の最初に、支援員の役割や守秘義務の例外について伝えることも多くあります。このとき、支援員が「説明」しようとする、問題が発生します。こちらが一方向的に話してしまい、「支援員が話し、子どもが聞く」という関係構築になってしまうのです。子どもとのやりとりを通して必要な情報を伝える技術が大切です。

3) 話を聴く技術

個別面談についての共通理解が整い、子どもが話し始めると、支援員は子どもの話を傾聴します。この時は、下図の気持ちを受け止めるコミュニケーションを意識すると、話が聴きやすくなります。

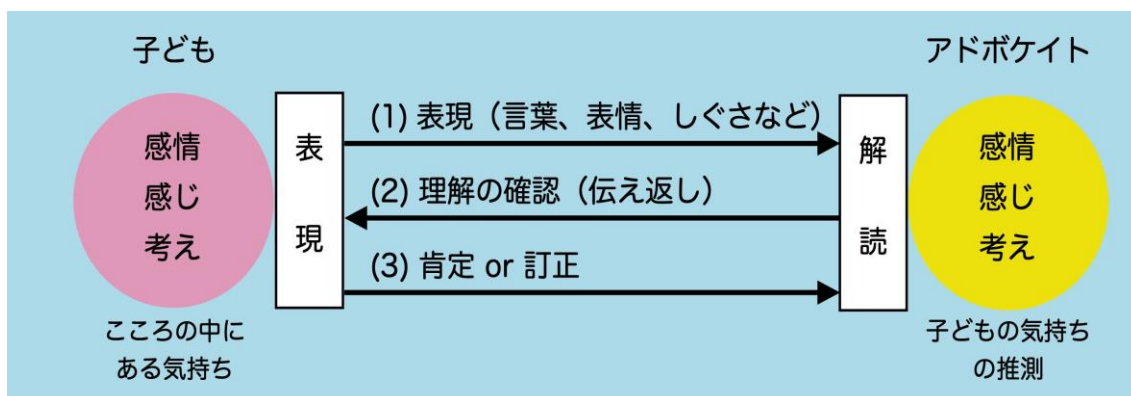


図 気持ちを受け止めるコミュニケーション

子どもの心の中には、様々な感情・感じ・考えがあります。それが、言葉や表情、仕草などで表現されるので、相づちを打ちながら話を聴きます(1)。このとき、言葉は子どもの気持ちを伝える乗り物です。辞書的には「知能が劣り愚かなこと」という意味である「バカ」という言葉に、「もっと分かってほしい」という気持ちが込められていることもあります。そのため、支援員は、言葉を大切にしつつもとらわれず、子どもの気持ちがどのようなものであるか、解読する必要があります。支援員が受け止めたものは、「～なのですね」と積極的に伝え返します(2)。伝え返すことで、支援員の理解が合っているかどうか、子どもが確認することができます。合っていれば、「そう、それでね、」と話が続き、違っていれば、「じゃなくて、」と訂正してくれます(3)。このプロセスの繰り返しが、傾聴です。

しばらく話を聴いていると、伝え返しに対して「そう」と言ったのに、話が途切れることがあります。これは、その子が話したいと思っていたことがひとしきり話されたことを意味します。このタイミングに支援員は、「さっきの話のこの部分、もう少しお話ししてくれる？」のような質問を入れたり、「本当によく頑張っているのが伝わってきたよ」というようなねぎらいの言葉を入れたりすることができます。

4) 具体的な打ち合わせをする技術

話を聴くときは、具体的に聴くのがポイントです。「つらかった」と言われて分かった気になっても、どの点が一番つらかったのか、本当はどうなって欲しかったのかなど、案外分かっていなかったりします。同様に、意見表明支援の際も、具体的な打ち合わせを行うことが大切です。例えば、こどもに「しっかり伝えて」と言われて理解した気になっていても、どのように話すのが「しっかり」なのか、こどもと支援員の間で理解がズレていることもあります。物理的な立ち位置、態度、こどもとの役割分担、話す内容、相手が質問した時の対応など、様々な要素についてこどもとイメージのすり合わせを行い、意見表明支援の場で自分がどのように振る舞うのか具体的に想像できるようになれば、安心して意見表明支援に臨むことができます。

(岡田 健一)

D こどもの多様性の理解

I：多様なこどもの理解と、その権利擁護 【基礎編】

はじめに

私とその仲間は、1999年にじいろCAPを立ち上げました。「CAPプログラム」を用いて学校の授業や児童養護施設等で実践しています。現在は年間に大人約1万人、こども約16,000人にプログラムを提供しています。当初は「CAP」と名乗ると新しい宗教なのか、何かの勧誘なのかと不安視されることも少なくありませんでした。長年「予防教育」「人権教育」「暴力防止」といったワードを使い、自分たちの活動を懸命に表現してきました。そして現在、自分たちがやってきたことは「こどもアドボカシー」の一種であると、世の中に認識されるようになりました。

近年、意見表明等支援員（アドボケイト）の養成講座が各地で開かれています。日本でようやく「こどもアドボカシー」が動き始めました。私たちが20数年間、積み重ねてきた実践の仕組みを共有することで各地のアドボカシー事業に少しばかりのフィードバックの役割を果たせるのかではないかとここに執筆することになりました。

1. 「多様なこどもの理解と、その権利擁護」

「多様なこどもの理解と、その権利擁護」では多様な背景や多様な要素を持つこども（それが日常生活の中で具体的な障害となって表現されているかどうかは別にしても）に対して意見表明等支援員（アドボケイト）として話を聴くときに、その子の要素や背景を見極めることはとても難しいのが現実です。一人のこどもにもいくつもの要素や背景があります。例えば「性の揺らぎを感じていること」「幼い頃、知り合いから性的被害を受けたこと」「親が多忙な教師でとても教育熱心なこと」等、本人が話したことはそのくらいだったけれど、もっと大きな背景があるのかもしれないし、本人もまだ知らない本人の要素を持っているのかもしれない。そのこどもの多様な全体像は、そのこども自身にも、あるいは毎日いっしょに過ごしている家族にも担任教諭にも、全部理解されているとは限りません。ましてや、第三者である意見表明等支援員（以下「支援員」）に理解されたいと本人が思っているのかも疑問です。理解してほしいと思っていても、短い時間で多くのことを知り、理解するためには相当の熟練を要することでしょう。多様なこどもの理解は大変、難しいものです。私たち「にじいろCAP」では、一人ひとりと話す前にクラスのこどもたちに丁寧にロールプレイを含めたワークショップを行います。その中でいくつものメッセージを伝えます。それは「私たちは多様なこどもがいることを前提にしています。そして、そのこどもの権利をできる限り守りたいと思っています。」というメッセージです。もちろん直接的な伝え方ではなく、一つ一つの内容や進行の仕方、ルールづくり、コメント等にそのメッセージが伝わるように工夫を重ねてきています。あるメッセージはAさんにはなんの意味もないかもしれません。でもBさんにとってはとても新鮮で魅力的なものかもしれません。「この人たちは、自分のことをわかってくれる！」「自分のことを傷つけないようにしてくれている！」と感じられたメッセージだと受け取ります。全てのこどもの多様性を理解することは到底できません。全てのこどもの権利擁護に配慮することは神業です。しかしたくさんのメッセージを放ち、数人のこどもにフィットして権利を擁護されている、権利を侵害しないように配慮されている！と感じた瞬間、その安全感は全体の空気を変化させます。明らかに変

わる瞬間があります。私たちがさまざまな場所でアドボカシーを実施する中で、話を聴く前のラポールの重要性と有効性をいつも感じています。新しい支援員が当事者に合わせて臨機応変に「多様なこどもの理解と、その権利擁護」を実践することはかなりハードルが高いものでしょう。私たちグループでも相当の研修と年間に数百回のワークショップを何年間も続けてきたスタッフでも難しいと嘆きます。アドボカシーを学ぶ方々には、話を始める前のラポールでアドボカシーの成果は7割が決まる?!とあってラポールのやり方やフレーズを準備しておいてください。私たちの実践の中で見つけた「具体的にどういった仕組みで実践することが有効か」「何をしないように気をつけるべきか」について紹介します。そのまま使うことは難しくとも、それぞれが工夫をする時の参考になれば幸いです。

また養成編の「こどもの多様性に応じたアドボカシー」では多様性に応じてもらっていると、こどもから信頼されるために具体的にどのような声掛けが有効なのかを、「にじいろCAP」の日々の実践を紹介し説明しようと思います。

2. ラポールのためのワークショップ

にじいろCAPでは自治体の委託により学校の授業の中で実施します。これは教育の一環ではなく自治体で暮らす全てのこどもの権利を保障するためのアドボカシー事業として実施しています。そのため委託元は教育委員会ではなく、こども課等と呼ばれるこどもや子育てを支援する部署がほとんどです。それらの部署と委託契約や守秘義務契約を結びたくさんのこどもへのプログラムを提供します。小学生はクラス単位です。就学前児童では10～15人のグループを作って行います。中学校では1学年を対象に行います。

児童養護施設や母子生活支援施設あるいは特別支援学校等では状況に合わせたグループ単位で実施します。これをにじいろCAPでは「こどもワークショップ」と呼んでいます。現在までに20カ所の自治体と委託契約をし年間に約500回の「こどもワークショップ」を実施しています。こどもワークショップの効果的な継続のためには、大人たちの理解と協力が必要です。そのために年間200～300回の大人セミナーの講師を派遣します。こどもワークショップは、こどもの権利擁護として実施されるものですから、大人は原則全てのこどもに提供する義務を持つと考えています。ですから、にじいろCAPでは全てのこどもの発達や、こどもの多様性に応じたやり方をたくさん準備する必要があると考え、やり方を工夫しメニューを増やし続けています。

就学前児童へのプログラム、小学低学年・中学年・高学年へのプログラム、そして中高生へのプログラム等こどもの発達や多様性に配慮したプログラムを提供します。

具体的にどのような配慮をしているのか、どのような仕組みが有効なのかを説明することで、現実的なアドボカシー活動の中で「多様なこどもの理解と、その権利擁護」を実践する具体的なイメージを掴んでもらいたく「こどもワークショップ」提供の仕組みを紹介します。

3. 多様なこどもの理解の目的

多様なこどもを理解するだけでは当事者に権利を擁護されていると感じてもらうことはできません。アドボカシー活動の中でこどもの多様性を理解する目的は、全てのこどもの中にある多様な特性に対して理解と配慮をしているというメッセージを積極的に伝えること

で、こどもが安心してアドボカシーの時間を過ごすことだと考えています。

今、目の前にいるこどもが、自分が持っているいくつかの要素や背景によって「困ったことや、いやなことがあったかもしれない。どんな要素や背景を持っているのかは分からないけれども、私たちはいろんな要素や背景を持っているこどもに対して一定の配慮を示すことを怠りません。」と伝えることによって、こどもの不安を減少させることが多様なこどもの理解を促進する目的です。

4. 実践から伝えたいこと

各「こどもワークショップ」は「ワークショップ」と「トークタイム」と2つに呼び分けています。「ワークショップ」はこどもには特別に大切な権利があることや、権利を行使するために自分ができることや、いろいろな人に助けをもらいながらできることがあることを、抽象的な劇を使いながら進める「権利教育」でもあり同時にアドボカシーのためのラポール（特定の目的のために信頼を築く）部分でもあります。「ワークショップ」ではこどもたちの座り方や、発表の仕方、進め方にも多様な特性をもったこどもに配慮した工夫をしていることを伝えます。また、いくつかのロールプレイの場面で、どんな属性を持っていたとしても、こどもはただ、こどもというだけで「安心する権利」「自信を持つ権利」「自由に生きる権利」を持っていることを伝えます。また、その権利が奪われそうな時「いや！と断っていい」「逃げてもいい」「誰かに話して」と伝えます。いやなことや怖いことから身を守る力と、友だちを助ける力が一人ひとりにあると力強く伝えます。つまり、この「ワークショップ」はこどもの権利教育と同時に、多様な属性を持っているこどもがいることを私たちは理解しようとしていること、多様性によって孤立や被害を受けないことは当たり前の権利であると考えている人たちですよ、と伝えているのです。

支援員としてこどもの前に立つ時、こどもに安心感と信頼を感じ取ってもらえなければ、その役割を果たすことは困難です。しかし、楽しく安心した時を一緒に過ごすだけではラポールの形成には大変長い時間を要します。特に虐待等のさまざまな被害体験を受けたこどもは、支援者のふりをする加害者的な大人がいることを知っています。同時に積極的には加害に加わっていないけれど、優しい傍観者として加害に加担する大人がいることも体験しています。たくさんの「こどもワークショップ」の実践のなかでラポールを成立させるには、楽しさや優しさだけでなく、誰に対しても、どのような意見も尊重する一方で、誰に対しても権利を奪うやり方には毅然とNOと表現する勇気を持って伝える大人が必要であることを経験してきました。

例えば「こどもワークショップ」の中では、彼らのどんな発言も、時に突拍子もない発想も、困らせようとする態度も、丁寧に共感を示し、かつ尊重をします。でも誰かに向けた攻撃や非難に対しては必ずストップをかけ、言われたこどもに「今、いやじゃなかった？いやだと言ってもいいのよ。」とサポートします。また、誰かの発表を聴いている時に横から大きな声で横槍を入れてくる時には、「私は今、〇〇さんの話を聞いているの」と毅然と言います。大声もあげませんし、顰めっ面もしません。ただ今、私が何を大切にしようとしているのか、を優しくキッパリと言い遂げます。すると、こどもたちは非常に安心することを経験の中から学びました。小さなことであろうと、人の権利を奪うやり方に関して、黙っていないこと。かと言って誰かを攻撃しないことを積極的に示すのです。すると、誰かの忖度で

踏み躪られた体験を持っている子どもたちには必ず響きます。よくある場面は、こんな感じ
です。先生がゲストティーチャーである私たちに良かれと思って、静かにできないこどもに
向かって小言を言ったり、叱ったりすることがあります。そんな時も同じです。「先生、気
遣ってくださってありがとうございます。今は私たちに任せてくださいね。私たち、こども
の話を聞きたいのです。」と言い切ります。こんなこともあります。どうしても座ってい
られないこどもがいます。ウロウロと歩き回り、ほかの子の頬を触ったり、抱きついたり、し
ています。何らかの特性もあるのだろうと推測はします。しかし、忘れてはいけません。触
っているこどもも、触られているこどもの仲間なのです。何年間も付き合いしてきた仲間です。
その子を無理に座らせるとか、触ってはいけないということが大事ではないのです。触られ
ている側のこどもに必ず、アプローチすることです。「もし、いやな時にはいやって言っ
てもいい」「落ち着かない時には先生のそばに行ってもいいよ」「何か私に手伝えることある？」
「いつでも言ってね」と言います。「小さなことだ」と勝手に判断をしないことや、必ず「困
っている人」に対してアプローチをすることです。ラポールとは「私たちはあなたの権利を
守ります」と宣言することではなく、こどもがそう感じられる毅然としたメッセージが必要
だということです。

5. 多様なこども

小学生の「こどもワークショップ」は1クラスずつします。低学年の場合は、就学前児童
に準じて2日間に分けて実施します。中学年と高学年は少しだけ内容を変えて2校時90分
間を使います。約60分間で「ワークショップ」をし、その直後、その場にて約30分間の
「トークタイム」を行います。トークタイムは、大人と話す練習時間です。広い特別教室の
四隅を使って他のこどもがワイワイ騒いでいる中で実施します。「よくあんな騒がしい中で
話が聞けますね」と驚かれることもあります。しかし、彼らにとっては、それが日常生活な
のです。カウンセリングでもありません。学校という日常生活の中で、話したい人を選んで
話す、練習時間なのです。このやり方が、こどもたちにとって意見形成や表明支援であるア
ドボカシーの練習になっていることを、感覚的にこどももまた理解できる仕組みになっ
ています。

こどもたちは「ワークショップ」で感じたこと等を書いた簡単なアンケート用紙を持って、
自分が話したいスタッフを選んで並んで待っています。待っている間に、前の方で楽しそう
に話す声が聞こえます。大人と話すことに慣れていないこどもたちも、他の友だちがいろい
ろなことを嬉しそうに話す様子を目の当たりにしてやってきます。自分の自慢話を聞かせ
てくれたり、家にいる吠えるライオン（母親のこと）だったり、受験前でお兄ちゃんがスト
レスで八つ当たりして面倒くさいことだったり、死んだおばあちゃんの話だったり、もうそ
れは、それはいろいろです。時間的には短いのですが、自分が話したいことを気持ちよく話
せる満足感が高いようで教室に戻って担任教諭に「いっぱい話してきた」と戻ってきました、
と報告を受けることも多いです。もちろん厳しい状況を語るこどももいます。当たり前のこ
とですが目的は聞き出すことでも、解決するためでもありません。こども自身が選んだ大人
と話す練習時間です。ポツリポツリと語る声を聴き、誰に話を聞いてほしいのか、誰に伝え
るのか、どんなふうに伝えるのか、一緒に考えます。その時には、多くを語らなくても、の
ちに自らSOSを出すことができた事例もいくつもあります。

1 クラスのうち少なくとも 2 人、多くて 10 人ほどの子どもから「担任の先生に伝えておいて」という依頼を受けます。予め担任の先生には放課後に「ふりかえりの時間」を設定してもらっています。子どもに依頼を受けた自分の気持ち、今、困っていること、を伝えます。アドボカシーですから、子どもが誰にも言わないでと言われたことは秘密にすること。しかし秘密にできないこともあることも事前に伝えています。

いくつかトークタイムでの話題を紹介します。LGBTQ+を自認する子どもでしたが、話したいことはセクシュアリティについてではなくピーマンが嫌いで困っているという話でした。外国にルーツのあるその子は、日本の暮らしで困っているというよりも自分が日本語で考えるようになってしまったことで、親と感情について共有できないことで自分を責めている話でした。ある子はシングルマザーの家庭で母の帰りが遅かったり買いたいものを買えなかったり、と話していました。貧困について語りたいのかと思いきや仲間になってくれる NPO の人たちの自慢話でした。

LGBTQ+や被虐待体験や海外にルーツを持つ子どもたち、医療ケアが必要な子どもたち等々が社会構造の中で強いられるチャンスの少なさ・チャンスを奪われやすいこと・被害の受けやすさ・孤立しやすさについて学ぶことは本当に大切なことです。しかし支援員として、一人のこどもの前に立つ時にはギアをニュートラルに入れて、その子の多様なニーズに対応してください。この章で紹介したプログラムの仕組みを参考にそれぞれの地域で工夫を続けてもらえれば幸いです。

(重永 侑紀)

Ⅱ：こどもの発達段階とアドボカシー 【養成編】

こどもの発達には個人差があるし、年齢に比較して、言語での理解や表現が難しいこどももいます。この年齢ならこれができるはずという意識ではなく、常にそのこどもに最も適した伝え方や表現方法を模索していくことが必要です。加えて、通常は言語で対応できるこどもでも、話すことに躊躇するような内容に関しては、人形等を使って表現することが望ましいこともあります。例えば、施設で生活している中学生のこどもでも、他のこどもから性的な被害を受けていることを伝えたいときに言葉で伝えるのが困難で、2体の人形で伝えたいことを表現してもらおうと、嫌だった体験を伝えることができる場合は多いです。せっかく関係性ができて、そのようなことを知ってほしいと思っているのに、適切な表現方法がなくて伝えられないのはこどものデメリットです。従って、言葉でのコミュニケーションが可能なこどもと思っても、こどもと話す時には、絵を描く道具や小さな人形は利用できるように配慮しておくことが望ましいでしょう。

このように、言語以外の手法を取ることが望ましいのは必ずしも低年齢のこどもばかりではありません。一方、幼児期のこどもでもそのこどもが理解できる言葉を選んで、やりとりをすることで、伝えることや表現を促すことは可能な場合が多いです。決してやってはいけないことは、「この子は理解できないだろう」と最初からこどもと対話することを諦めてしまうことです。それを前提に、こどもの認知の発達に関して知っておくことは役立つことが多いです。以下にそれぞれの発達段階でのこどもの声を聴くための留意点や方法について述べてみましょう。

1. 乳児期前半

乳児期前半のこどもは、自分の身体のコントロールも難しく、移動も困難です。この時期のこどもは丁寧な観察が必要となります。成長曲線で身体発育の状況を把握したり、発達の状況を観察することが大切です。また、この時期のこどもの表現は泣く、笑う、声を出す、と言った感情表現が主体です。その感情表現がどの程度豊かであるかも観察が必要です。適切な養育を受けられていないこどもは表情や身体の動きが少ないことや泣いて訴えることも少ない場合もあります。こどもにあった丁寧な関わりがなされれば、こどもの泣き方などでこどもの要求がわかります。ただ、この時期のこどもは五感で環境を把握しています。慣れている匂い、雰囲気、音、景色などを感じ取っています。慣れない環境に置かれることは緊張感を高めることとなります。こどもの声を聞き取る役割の人は、なるべく安心できるように関わることで、こどもの思いを受け取るようにして下さい。

2. 乳児期後半

乳児期後半になると、特定の大人との愛着関係が成立し、人見知りも出現します。従って、こどもの声を聴く人は、こどもにとって安心した存在になることが大切です。そのための時間をかける必要があります。この時期には、感情表現も豊かになり、身体の動きも統合されつつあり、抱っこを求めていることや何かを取りたそうにしていることもわかるようになります。ただ、持続性は少なく、7~8か月までは見えなくなったものはないものとして認識する傾向もあります。それを理解しながら、そのこどものニーズを把握することが必要です。

3. 幼児期前半

言葉が発達し、指差しもできるようになり、表現が大きく進む時期です。しかし、言葉だけで理解するのは困難ですし、象徴化も限られているので、絵を描いて説明するより、具体的に物で示す方が理解しやすいことが多いです。1歳ぐらいで歩行が可能になり、始語もあり、外向きに探索行動が増加していくのですが、2歳ぐらいになると探索行動に不安を感じるようになることもあります。また、自律したい気持ちと親の元での安心を求める気持ちのアンビバレンツに苛立っているこどももいます。そのような時期には、こども自身が自分の気持ちに自信がない場合もあります。そのようなこどもの苛立ちを受け入れつつ、丁寧な関りの中でこどもの思いやニーズを把握する努力が必要となります。また、この時期はまだこどもは慣れていない人には不安が強いです。できるだけ、その子にとって安心できる大人と一緒にの方が係わりやすいです。

4. 幼児期後半

この時期は、幼児期前半に比べると、愛着対象とのかかわりに安心感を持っていれば、他人を信じることもでき、初めての人にもそれなりに係われるようになります。ただ、こども同士のふざけでハイになってなかなか落ち着けなくなる時もありますし、多すぎる遊具は気を散らす原因になります。個別の思いやニーズを把握したいときには、あまり多すぎる刺激は避ける方が、こどもが対話に集中しやすくなります。

こどもを代弁する人のことをこどもが理解できるように説明する必要があります。この時期になると、かなり言語能力も象徴化も発達してきています。従って、こどもに合わせて話すことで、概ね把握することができることが多いです。しかし、細かいところを説明するのは困難なので、細かいところは絵を描いたり、人形を使ったりして表現を促すなどの工夫が必要です。また、因果関係を論理的に話すことは難しいです。そのために、わからないところを自分なりのストーリーで埋めてしまうことも少なくありませんが、それは嘘とは異なることを理解すべきです。また、自分の側からの見方が中心となり、相手からみたらどうなるかを表現することには限界があるこどもが多いです。この時期の幼児期の認知の限界を把握したうえで、こどもの思いやニーズを的確に把握することが求められます。

5. 学童期

学童期になると、説明もかなりできるようになるし、具体的な因果関係を把握することができるようになります。しかし、抽象的な表現は困難であり、こどもに理解できる言葉を選んで話すことが求められます。また、こどもが表現をした言葉に関しても、こどもがその言葉に込めている意味を確かめることも必要となります。絵や人形などを用意しておくことは、こどもが語りやすくすることだけではなく、こどもが使っている言葉の意味を確かめることにも役に立ちます。小学校低学年のこどもの中には、一生懸命に話すのだが、何を言いたいのかつかみきれないこともあります。そのような場合、流して聞いてしまうのではなく、聞き返すなどでこちらが一生懸命に理解したいのだという姿を見せることも意味がある場合も少なくありません。聞くことがこどもを傷つけるのではないかという不安は却ってこどもにとっては自分を受け入れられないように感じることもあります。例えば、家族を亡くしたこどもと話をするとき、亡くなった家族のことに触れないことは却ってこども

にとって、本当の気持ちを言い出しにくいことに繋がります。性や死について触れるのを怖がっているのは大人です。仲間と共に不安な自分を乗り越えていくことが必要です。

6. 思春期

思春期になると、認知の上では、抽象的な表現もある程度わかるようになります。しかし、一方で、大人を乗り越えて自立していく時期になることから、大人に対する反発が生じ、話すことに抵抗を示すこともあります。自分から話したいと言っておきながら、いざ話そうとすると、ふてくされて話せないなどといったことも起こり得ます。思春期のそのようなアンビバレンツ（両価値的）な気持ちに配慮し、時間をかけることが必要になる場合もあります。また、大人を試すような言動も多くみられるようになります。思春期のこどもと話す時には、大人の側が動じないことも重要な要素になることが多いです。「殺してやる」などの荒い言葉や自分を傷つける行為などが打ち明けられることもあるでしょう。本人の辛さに共感しつつも、大人の側が動じてしまえば、こどもは大人を傷つけないために自分の思いを話さなくなる危険があります。特に思春期は性の問題や死への思いが強くなる時期でもあります。学童期以上に、性や死などの大人にとっても話しにくいテーマに関する会話にも対応できることが求められます。

このような発達段階を理解しつつ、発達には個人差があることも意識し、それぞれのこどもと話しながら、最もこどもが表現しやすいかわりを探っていくことを意識して下さい。

（奥山真紀子）

Ⅲ：こどもの多様性に応じたアドボカシー 【養成編】

こどもの多様性に応じたアドボカシーとは、こどもが持っている多様性に合わせて聴き方や聴く姿勢を変化させることではありません。そもそも、黙って座ればピタリと当たる占い師ではないのですから。一人ひとりのこどもの中にある多様な要素や背景を見つけることは、とても時間がかかるものです。さらにそれが、いやなことや困っていることにどう結びついているのか、その関連を知ることが、治療分野の方々にお任せするしかありません。私たち支援員は、こどもの中にたくさんの多様な要素があることを想像しながら、同時に、いやなことや困ったこともあるかもしれないと想像して、こどもの「今」の困り事や苦しみを放置することはできない。すぐに解決ができなくとも、こどもの混乱と一緒に整理し、誰かに訴え、解決を目指すのはこどもの権利だ！という支援員の役割を明確にします。その点では、どの子にも、同じやり方で聴くことがこどもの多様性に応じたアドボカシーのやり方だと思っています。

一方、こども自身のコミュニケーション能力の多様性に関しては、個々の対応があります。じっとしてられない子・とりあえず暴言暴力で接してくる子・日本語では細かいニュアンスが伝わらない子等々があります。児童養護施設を尋ねると対話をする方法から悩む場面がたくさんあります。支援員はこれらの工夫のストックを増やすことが大切でしょう。

こんなこともまああります。目と目を合わせると落ち着かないこどもには、走りながら会話をすることもあります。ある子は、一緒に寝転がり天井を見ながら話しました。ある子は、小さな付箋紙のやり取りで話すこともありました。ある子は、常に3択問題で話しました。ある子は、話し出すまでに10分以上も呼吸を整えていました。ある子は、通訳をつけるしかありませんでした。このように、コミュニケーションそのものに関しては、たくさんの工夫が必要です。

しかし、多様な要素や背景についての工夫は実にシンプルなものを用いる方が向いています。支援員の役割の中で私が、大いに役立てているいくつかのフレーズを紹介しておきましょう。

1. アドボカシースキル

① うれしそうに聴く

うれしそうに聴くことが支援員として最も大切なことだと多くの実践を通して言い切れると思っています。決してオーバーリアクションだったり、サービス過剰な表情や抑揚だったりではありません。あなたの話を負担に感じることなく聴いています、という安心感を提供するためです。あるこどもは、こんなふうに教えてくれました。「飼い犬のチャッピーに話すと安心する。だってチャッピーは黙って聴いてくれる。最後まで聴いてくれる。尻尾を振ってうれしそうに聴いてくれるから。」と。あたかも付き合い始めたばかりの恋人かのように「聴かせて、聴かせて」と極力、口を挟まずに目をキラキラさせて待ってみてください。

② 省エネなリアクション

こどもの話に対して、どんな時も、どんな話であっても省エネのリアクションに留めておきましょう。こどもの話を支援員の価値観で誘導しないことが大切です。支援員の「普通」「当たり前」「良い」「悪い」の価値観が、頷きや呼吸、ため息に全

部出てしまいます。小さめの「へえ」「そうなんだ」「それで」「なるほど」「確かに」のいくつかのリアクションで良いのです。

③ 暗に責めない

「なぜ」「どうして」で始まる文章は何の意図なく使用しても、言われた方は何だか責められているように感じやすい設問です。特に目に見えない恥や罪悪感を抱えている子どもにとって、無邪気に「なぜそうしたの?」と言われると、「どうしてそんなことをしたの?」と聞こえてしまいやすいからです。私は極力、避けています。どうしても聞く必要を感じた時には用心をして使用します。「もし答えたくなかったら答えなくてもいいけれど、私は、あなたがどうして〇〇に行ってみたかっただかに興味があるの。よかったら聴かせてくれる?」または「〇〇に行ってみたかっただのは、何か理由でもあったのかしら?」のように聞きます。無邪気に「どうして」「なぜ」と聞いてしまう人は、悪いことをしていなければ答えられるはずだと思っているのではないのでしょうか。多様な要素や背景を持つ子どもにとって、その多様な要素や背景が故に被害を受けやすく、孤立しやすいものです。そして恥意識や罪悪感を持ってしまうのは加害行為をした方ではなく、被害者の方です。その心理に理解を持っていなければ知らず知らず、子どもを責めているようなコミュニケーションになってしまい、子どもが想定していた話したいことを話したいように話す、ということができなくなってしまいます。

④ その時、あなたはどう思ったの? どう感じたの?

支援員は何かの案件を解決する目的で話を聞くものではありません。支援員の目的は、子ども自身が自分の中にある混沌とした何かに気づくことや、言語化することで、セルフアドボカシーを可能にする目的です。時折、子どもの話が出来事の細かいディテールに向かって事象の迷路に迷い込んでしまいそうになる時があります。そんな時に「その時、あなたはどう思ったの? 教えてくれる?」とうれしそうに尋ねてみてください。「へえ、そうなの。それであなたはどう感じたの?」と子どもの話したいことにとっても興味や関心を持っていることを表現してみてください。

⑤ 子どものあなたにとって、それは、どう見えたの?

時々、理不尽な支配を受けている話を聴くことになるでしょう。多くの場合、正当な怒りだと認識することなく、むしろ自分さえ努力をしていたら、そんな目に遭わなかったはずだと思い込んでいる場合もあります。支援員は子どもに教育をしたいわけではありません。良いことと悪いことをはっきりさせたいわけでもありません。子どもが自らの感覚を言語化できることで、自分の感情や行動をコントロールできる有用感を手にももらえたら、自分の感覚や感情を尊重するセルフアドボカシーにつながっていくからです。この設問をすると、大抵の子どもたちは、自分の感覚にピタッと当てはまる言葉を探し出します。自分を表現することをあえて避けてきた子どもだったとしても話してみようと思える設問です。

⑥ あなたは大切な人よ。

このフレーズは躊躇なく、本気で言えるようにトレーニングを積んでおいてください。なんの抵抗もなく言える人もいますが、かなり抵抗感を持つ人もいる

ようです。どちらのタイプの人も、人権レベルで伝えられるようにしておきましょう。ポケットの中にいつでも入っているハンカチのような役割です。こどもが傷つけられた話をしたり、自暴自棄な話をして「慣れたからもういい」と支援員の気持ちを萎えさせようとしたり、した時にそっと「あなたは大切な人よ。」と添えることを推奨します。「そんなことを思っちゃダメだよ」とか「そんな言い方はしないで」と否定的に言いそうになる時に使用してほしいメッセージです。大事なフレーズです。大事な時に噛まずに言えるよう、トレーニングしておきましょう。

⑦ 話してくれてありがとう。教えてくれてありがとう。

ある意味、使い慣れている人も多いことでしょう。ただ、どんなに勧めてもなかなか使用しない人もまいます。呼吸をするレベルで、こどもの気持ちがふと丸くなるようなイメージで使えるようになったら、どんなにか楽なことでしょう。あるケアラーが言っていました。「自分が体験したこんなクソみたいな話を誰が好き好んで聴くものか。わざわざ気分が悪い話なんて誰も聴きたくないだろ？」と。その言葉の裏にあるドロドロとした根源的な怒りと出来事が絡み合った話に「話してくれてありがとうね。」と当然のように伝えられるよう日頃から使い慣れておいてください。

2. トレーニングの勧め

多様なこどもに応じたアドボカシーとは、こどもが多様なニーズをいつでも自由に話せるような聴き方です。支援員に必要なことは理解や優しさよりもトレーニングではないかと思えます。

(重永 侑紀)

コラム こどもの状態像に合わせた配慮及び非指示的アドボカシー

1. こどもの状態像に合わせた配慮

「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）」では、こどもの状態像に合わせた配慮について、下記のとおり述べられています。

＜障害特性に対する合理的配慮＞

知的な障害のある子どもには、非言語的な絵カードや身振り手振りサイン等でこどもが表出できるよう配慮する。伝える場合は、非言語な絵カードや身振り手振りサイン等の他、模倣をするなどしてこどもに伝える。こどもの話を聞く時、伝えるときは、こどもの顔を見て、話し、ゆとりや見通しをもっている安心していている場面で伝えるようにする。言葉で伝えられると覚えられないことがあるので、メモ等常に確認できる形で伝える。安心していているときに、絵カードやサインについて遊びながら、身に付けられる機会を設けていると良い。言語で伝える時は、具体的に一つずつ伝える。

発達障害のある子どもには、予定等の見通しを分かりやすくしたり、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりが必要である。見通しを持つためには、1つずつ伝えたり、1番目・2番目というように順番に伝える。言葉で伝えられると覚えられないことがあるので、メモ等常に確認できる形で伝える。気になる予定や視覚や聴覚等の感覚から入る情報がある場面は避け、話すこと、話していることに集中できる場を準備する。言語で伝える時は、具体的に一つずつ伝える。

視覚に障害のある子どもには、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。仕草、ジェスチャー、点字等、こどものコミュニケーション手段に合わせる配慮をする。

聴覚に障害のある子どもには、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。サイン、ジェスチャー、手話等、こどものコミュニケーション手段に合わせる配慮をする。

精神的に強い不安や緊張を示す子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫する必要がある。こどもにとって信頼できる職員と一緒に活動しながら場に慣れていく、人の広がりを持つ等の配慮が必要である。少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。事前に練習しておく等の配慮も必要である。

病弱・身体虚弱の子ども、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもには、病気の状態等に十分に考慮し、休息等を取り入れる等、こどもに負担がないような配慮が必要である。（以上の6項目は「児童発達支援ガイドライン」をもとに作成）

重症心身障害のある子どもには、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取るように努める。音声の他に目や表情、筋緊張の状態変化などかすかな表出になる場合が多く見られる。生理的指標（酸素飽和度・心拍数・血圧・体温・脳波・筋電図など）を表出として利用する場合がある。視線入力意思伝達装置、バイタルサインによる会話等、ICTを活用して表現を促したり、遊び等を通じて表出されるサインを読み取るように努める。

複数の種類の障害を併せ有する子どもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支

援が必要である。

〈トラウマを受けたこどもに対する配慮〉

トラウマを受けたこどもには、強いストレス経験や衝動的な経験をしてきたことにより、生じているかもしれない不穏状態や不安・緊張状態に注意を向け気付くように心がけ、こどもにとっての安全、安心な環境を整える配慮をする。

こどもの目の前の言動は、そのこどもが出さざるを得ない言動であり、こどもの言動の背景にある思考、気持ちを理解する必要があるが、簡単なことではなく、職員間や外部の専門家を招いて、ケースカンファレンス等を開き、チームでこどもの状態像の検討・理解を進めるように心がけるなどの仕組みが必要である。こどもを理解し、職員も支援技術などを身に付け、こどもとの肯定的な関わり、ストレングスの視点でのコミュニケーションなどを心がける。

2. 非指示的アドボカシー

乳幼児や障害児など、実際には明確な言語的指示などによる意見表明が困難なこどもに対しては、意見表明等支援員は、代弁（提案）をすることになります。こどもはどのような内容や方法での代弁を望んでいるのか、下記の図表で示したような非指示的アドボカシーの実践過程において理解し確認した上で、代弁することが求められています。

乳幼児や障害児などのための 非指示的アドボカシー

人間中心アプローチ	人権基盤アプローチ	観察アプローチ	最善の利益アプローチ
中心的な方法	補足的な方法	補足的な方法	補足的な方法
子どもと共に時間を過ごし子どもと意見表明等支援員の間で信頼関係を構築し、子どもの生活スタイルや選好などを理解し、それらをもとにその子どもの意思を推察してアドボカシーをする。	子どもの権利の擁護、保障を目的に法令に基づいてアドボカシーを実施する。	子どもの状態を理解するために様々な場면을観察すること、特に問題が発生している場面など生活に支障をきたしているような状況についてじっくりと観察し、何を訴えたいのか、その原因は何かなどを探っていく。	子どもの最善の利益の実現を目指して実施するものである。

「人間中心アプローチ」を基本としながら、4つのアプローチの中から、その子どもの状態や特性などにマッチするアプローチを活用し、非指示的アドボカシーを実施することが、肝要である。

ジェーン・ダリンブル/平野裕二訳（2013）「子どもアドボカシーのジレンマと対処方法」『子どもアドボカシー実践講座』（解放出版社）及び堀正嗣編著（2011）「イギリスの子どもアドボカシー その政策と実践」（明石書店）を主に参照

障害があるこどもなどに対して、可能な限りそのこどもの意思表出できるよう、手話、トーキングエイド、文字盤、絵カード、マカトンなどのさまざまな方法を用いたり、合理的配慮や支援を行います。最大限の努力を払ってもそのこどもの意思表出が困難な場合には、「最善の利益」（best interest）ではなく「意思と選好の最善の解釈」（best interpretation of will and preference）に基づいてアドボカシーを実施することが求められています。（国連・障害者権利委員会一般的意見第1号）。

（相澤 仁）

Ⅳ：こどもの抱える困難と影響に関する理解 【養成編】（執筆中）

E アドボカシーの実際

I : 社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状 【基礎編・養成編】

(タイトル) こども自身が持つ力を信じ、伝えていくということ

I-1 社会的養護・養育を経験した私から願う「アドボカシー」とは

皆さま、初めまして。全国子どもアドボカシー協議会・子どもアドボカシー学会で理事を務めております。渡辺睦美です。私は里親家庭と児童養護施設と言われる、いわば“社会的養護・養育”という環境のもとで、4歳～18歳まで育ってきました。

その経験を振り返りながら、私が感じている「アドボカシー」についてお裾分けをしながら共有をさせていただければと思います。

生活の場で自分を表現していくということ

人生を諦めかけていた14歳の夏。

あの時の私は初めて自分の話をしたかもしれません。私が育った里親家庭の環境はお世辞で言っても、良い環境とは言えないところで育っていました。自分の未来について考えられる余裕もなかったあの頃の私は「もうどうにでもなれ」「いつ死ぬか」ということを毎日考えていました。生きる意味を見出すことのできなかつた私は、初めて自分の可能性を信じてくれた児童相談所の心理士に、家庭のなかで起きているできごとを話したことから、私のなかでのセルフアドボカシーが始まっていったのかと、当時を振り返るとそう感じています。

里親家庭での措置が解除された後、職員がほぼ全員住み込みの児童養護施設での生活をスタートさせていきます。

私の人生は、この育った児童養護施設に生活の場所を移してから、歯車が噛み合うようになつたと思います。不器用ながらも少しずつ「自分の人生を今後どうしていこうか。」そんなふうに考えられるようになっていきました。

児童養護施設での生活は、さまざまなことを生活のなかで選択をしてきます。入所してすぐに自分が使うマグカップ・湯呑み・箸を職員と共にホームセンターに買いに行くことから始まり、学校で使うためのカバンは何を使うか、私服は何を着るか。今日の夕飯は何が食べたいのか。自分の嫌いな食べ物は何か。お弁当は何が食べたくて、何が好きで、何が嫌いなのか。自分のお弁当箱は何を使うのか。

生活をしていくなかで「自分の好き・嫌い」を表現することから求められます。

いままでそんなことを表現することを求められていなかった私は、最初戸惑いながらも徐々にできるようになつたと思います。

生活のなかに散りばめられた、小さな選択ができるようになってからは、「自分がどのように生きていきたいかを考え、言葉で表現すること」が求められるようになっていきます。それは、いわゆる自立支援計画を立てる時の出来事でした。

その計画書は職員と共に自分の人生を振り返りながら、自分がどういう未来を計画しているのか。言葉にして自分で作成していくことが求められていました。私は当時、この自立支援計画について職員と共に棚卸しを行い、自分で計画書を書き込んだ記憶があります。この経験が、私にとって自分の人生を生き抜くための軸を作ることに繋がったのではないかと考えています。

生活のなかで職員たちの“素”を見ることができたのは、私のなかで氷のように冷え固まっていた、大人に対する不信感が徐々に溶けていくようでした。

「職員は全員完璧ではない。」

自分にとって近い、一緒に生活をしている人間が完璧ではないと知ることができ、気が付いたら生活のなかで助け合える存在、関係性、パートナーとなっていました。

「ありがとう」「ごめんね」「助かったよ」「こういうコミュニケーションは納得できない」「こういう関わりをしてほしい」「ここは間違えていると思う」「このやりとりは嬉しかった」

こういった人間としての感情を言葉であらわし、キャッチボールをすること。自分と生活をともにする身近な大人と交わすことができたことは、自分の人生のなかでとても大切な軸になっていると思っています。

衣食住をこなす生活の場面だけではなく、常に自分の意志を伝えることを、さまざまな場所・局面で求められていました。アルバイトでは自分で考えながら行動しないとお店を回せない。趣味でやっていたゴスペルでのバンドでは、セトリを自分たちで考えてディレクターへ提案しなくてはいけない。色んな音楽を聞いてコンセプトに合わせて提案をする。バンドメンバーに「ここが違う！」と言い合い、お互いで指摘し合わないと曲は完成しない。高いクオリティは提供できない。学校生活のなかでは生徒主導チームとなり企画を作り、個性を出し、織り交ぜる。そして結果を求められる。

改めて振り返ってみると、私が育ってきた生活のなかでは「自分の思いや願いはどうか」を常に考え、自分で言葉を探しながら表現していくことを、自然と求められていたのだと思います。

地域にたくさん出てさまざまな経験を積むことができたこと、施設以外のラベルで活躍している大人と、18歳になる前にたくさん出会えたことは、今の私を作っていると感じています。

小さな自己決定の経験を積み重ねたその先に、自分の人生と未来を描くことができる

ここまでの経験を共有してから何を伝えたかったかという、私はこの経験が現在のキャリアをつくり、自分をつくっています。この経験がなかったら、主に言葉で表現を行い、誰かに伝えていく。私の今の仕事にたどり着くことができなかったと思います。

自分を見せないと、こどもたちは心を開いてくれません。関係をつくることもできません。取り繕っている自分を、こどもたちはとてもよく見ています。だからこそ自然体で関わる必要があるのではないのでしょうか。私たち大人は、自然体であることを意識したいと思います。

生活のなかで「声を聴かれる」という経験を、さまざまな形で積み重ねてきたとお伝えしてきましたと思います。いままでほとんど声や思いを聞かれる機会・経験が与えられなかったこどもたちに対して、いざ自立を目前にしたタイミングで「あなたの人生はどうしたいの？」と、急に聞かれても答えられる訳がありません。小さな意思決定の経験を積み重ねていないからです。時間がかかってもいい。小さい選択を生活のなかで積み重ねることができてから初めて、スモールステップを設定することができ、その小さな経験を積み重ねたその先に初めて、自分の人生を生きることができるようになります。

こどもにとってアドボカシーの機会とは、日々自分の人生を見つめ直し、自分の現在地を客観視する。そして未来を叶えるためにどうしたら良いのかを自分で逆算し実行に移す。自分で実行できない時は誰かを頼る選択をする。途中で計画を変えても良い。計画を変えたときも自分で改めて逆算し、改めて自己決定をしていくこと。全ての過程において本来は、自分（こども・若者）主導だと思っています。

アドボカシーの持つ力は、計り知れません。その計り知れない力は、自分の人生を生き抜くための指標となり、生きていくための道標となります。社会的養護・養育で育つこども・若者の人生はケアを離れる時が終わりではなく、ケアを離れてからが本番。

私たち大人がこどもにどれだけの自己決定の経験を提供できるか。私たち大人の課題なのではいつも考えています。独立した大人が、こどもの意見・意向を聞けば全てが解決する。そういう訳ではありません。養育者や保護者。地域で共に生活をしながらこどもを見守る存在（私は特にこっちかも）。学校。児童館。アドボケイト。さまざまなラベルを持った私たち大人がこどものことを信じる。

「こども自身が自分の人生の道を作っていくことができる。その力を持っている」
そう信じることから、アドボカシーは始まっていくのではないのでしょうか。

(渡辺睦美)

I-2 社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状 ～私の経験とともに～

はじめに

私は、高校生まであまり自分の意見を言わずに過ごしてきました。私を知っているみなさんからすると驚かれる事と思います。というのも、多くの生活のルールが「集団生活」という理由により、決定されていたからです。意見を聴く姿勢はあるものの、意見を言っても「集団生活やから」と言って、取り扱われないといった事が当たり前がありました。また、漠然と「高校までは施設で生活して、高校卒業後は就職するんやろうな」と思っていました。人生の方向性が自分の意見や決定によって変わっていくんだという事を考えずに育ったように思います。

「意見を言う」という行為は、その瞬間だけでなく、その後の生活が変わるかもしれない（変わらない事も多いと思うが）という感覚が子どもたちから芽生えると、このアドボカシーの取り組みがほんとうの意味で、活用するこどもと”ともに“と”といった取り組みになるんだらうなと感じています。

1. 現状

特に“声をあげられない”、“声をあげにくい”子どもたちに意見表明を支援する取り組みは極めて重要です。社会的養育下の子どもにとって、声を奪われてきた経験のある子どもほど、「声をあげる」というアクションそのものが難しい行為であり、意見表明支援というより、声を形成していくためのサポートがより必要だと考えられます。

また、声にするという事は、つらい気持ちや傷ついた経験を思い出すことにも繋がるため、「思っていることを声にしていいよ」といった声掛けは、かえって子どもたちを傷つけることにも繋がるかもしれません。支援員の取り組みとは、まさに子どもの人生に大きな影響を与える取り組みであると言えます

2. 環境設定

子どもが話しやすい環境とはどういったものでしょうか。過去に、子どもの声を聴かせてワークを行った際に、子どもたちがたくさんの意見をだしてくれていました。詳細は、2019年から2021年に厚生労働省で実施された、子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめをご覧くださいと思います。私が子どもや社会的養護経験者から聴いた声をもとに簡単に下記の図表にまとめてみました。

環境設定	子どもや社会的養護経験者から聴いた声
① 物理的な状況	他の人に聴かれない場所がいい、周囲に人がいるカフェなど開放的な空間がいい、何かしながら（例 遊びながら、歩きながら）が良い
② 心理的な状況	知らない人と1対1だと怖いので、他の子どもも一緒だったら良い、他の子どもにも聞かれたくないので、一対一が良い
③ 聴いてくれる	服装が重要、スーツは嫌

大人について	こどもと年齢の近い人がいい、どんな人でも良い、色々な人がいると良い、怖い人は嫌、大きな声の人は嫌 等
--------	--

上記の図表は、一部にすぎませんが、こどもたち一人ひとり意見が違うという事が少しは伝わるかと思えます。環境設定において、こどもたちのニーズに合った環境を整えられるかどうかは重要なポイントであると思えます。

3. 課題

全国では、様々な取り組みがスタートしています。すでに実践されている団体によって、組織が大切にしていること、養成講座の組み方（時間数など）や内容（「傷ついた経験」「トラウマ」「声を奪われてきた経験」等）を取り扱っているか、どのような支援員像をイメージするかなど、かなり多様であると思えます。一方で、質の担保が課題ではないかと考えています。

そして、今の実践が、こどもの意見表明ありきの状況にあるのではないかと懸念しています。支援員の役割が意見表明を支援するというイメージが強いように思いますが、上述したように、意見形成を支援する事が最も重要だと思えます。

さらに、“こどもが本音を言えているのか”といった事をよく耳にしますが、そもそも私たち大人でさえも自分自身の本音とは何かを考えながら人と話しているでしょうか。

「ほんとは嫌だけど、この人に言うとはよくないよな」と考えて、発言をしないとといった選択をする事もあると思えます。まさに、こどもたちも同じように、状況や人、その時の気持ちなどを判断して話す内容を決めているかもしれません。

支援員としては、こどもたちが発した言葉にそのまま耳を傾けることが大切であり、本音かどうかを考えてしまう時点で、今日の前のこどもの声を聴けていないかもしれません。特に一時保護所のこどもたちは、一時保護される期間も様々で、数日間だけ生活しているこどもたちもいます。

そういった状況のこどもたちが、いま、この瞬間に発した言葉を大人が勝手に変換するのではなく、そのまま聴いてもらうという経験そのものが大切だと考えています。

現在の実践は、こどもの意見表明にクローズアップされているように感じています。その為、意見表明をする方法、ツールや表現などへの検討は多くされていると思えます。しかし、まずはこどもにこどもの権利を伝えるという事や、こどもの権利を擁護する環境づくりが重要だと感じています。

各自治体においても、支援員の養成に力を入れはじめているところは多いと思えますが、前述の環境を整える事も両輪で考えないと、こどもが意見を言っても、聴いてもらえない、取り扱ってもらえない、言っても無駄というネガティブな経験の積み重ねになってしまうかもしれません。

さらに、「聴く側」「聴かれる側」の一方方向になっていないか、双方向のコミュニケーションが取れているかという点も重要だと思っています。こどもと“ともに”を実践するためには、「こども」としてではなく、一人の人間としての関わりが持てているかが、最も重要であると考えます。

そして、こどもの思いや意見をかたちにするためには、まず継続して寄り添ってくれる大

人が必要です。

4. アドボカシー実践における重要なポイント

実践において重要なポイントを以下の通りまとめてみました。

① こどもの意見の取り扱い方

子どもたちにとって、サポートする大人が多くいる事で、それぞれの大人の役割が分かりにくいといった状況になっているかもしれません。支援員が何をやる人かわからないと、子どもたちもどこまでどのように意見を伝えて良いかわからないといった状況が想像されま

す。支援員ができることを提示しつつ、子どもたちの意見がどのように取り扱われるかを事前に丁寧に説明する必要があります。子どもを中心に、子ども自身が意見表明するかどうかの決定をサポートしていく事が大切だと思います。

② 支援員の葛藤

例えば、支援員の役割が、「意見表明支援」であるという理解をしている場合、子どもが意見表明をしないといった決定をした場合に、本当に意見表明をしなくてもいいのか、「意見表明支援という役割を果たせていないのでは」ともやもやする事も出てくると思います。しかし、子どもたちがその時、その瞬間に感じたことや、決定を尊重することはとても大切です。「葛藤」そのものが支援員には必要であり、今この瞬間の「子どもたちの思い」に寄り添っていることを意味すると思います。

③ 子ども・若者 参画

「子ども自身の参画を促す」という視点で実践が取り組まれているのか、行政や民間団体も改めて確認をしていただけるとより良い実践に繋がると思います。

☆子ども参画取り組みをチェック

- 子どもに仕組みについて、子どもが理解できるような説明がおこなわれているか？
- アドボカシーの実践に関して、子どもと対等に対話する時間や機会が設けられているか？
- 子どもから聴いた話を仕組みにいかすための取り組みは行われているか？
- 子どもたちに状況の仕組みについて説明がされているか？
- こどもの個別の意見表明に関しては取り組まれているが、仕組みについて

また、養成講座の内容のチェック機能として、特に社会的養護にかかわる子どもや経験者の視点が入っていることが重要だと考えています。

現在実践されている自治体や民間団体のみなさん、これから実践をしようとしているみなさんの参考になれば幸いです。

(中村みどり)

I-3 こどもは権利をもったひとりの人間

この文章をどういう立場で書いたのかを説明します。私は親が児童養護施設職員だったこともあり、幼少期から高校卒業まで児童養護施設内で育ちました。そして、児童心理治療施設で支援者としてこどもたちとの生活を経て、こどもたちと世界のモデルとなったカナダのこどもアドボカシー機関で学び、こどもたちと一緒にこどもアドボカシー活動をしてきました。つまり、社会的養護で生活しているこどもたち、あるいは社会的養護経験者（以下「経験者」）の隣人として、こどもアドボカシーについて述べたいと思います。

1. 社会の偏見

これまで社会的養護当事者・経験者が口を揃えて言うことは「かわいそう」と思われたくないということです。社会的養護支援者の会議に当事者団体の代表として参加した当事者はその支援者たちの発言を聞いて、「親に育てられる家庭が正常で、施設にいる生活が正常じゃないから救済するという考え方は、私たちに対する偏見である」「会議で、ある人が『保護してあげる』『～してあげる』を連発していて、上から目線で嫌な気持ちになった」と言っています。「こどもアドボカシー」をよく知るものとして会議に参加したつもりでしたが、会議中は恥ずかしながらそのような発言内容を経験していたのだということに気づきませんでした。この当事者の言葉は真実であり、支援者でさえどこか差別的なスタンスやこどもを対象化するスタンスがあることに気づかされました。

2. 支援者の条件・課題

児童福祉の歴史は、制度のない時代に「やむにやまれぬ思い」のボランティアから始まり、対象の中に入り込むこと（同一化）をしていました。しかし、近年、福祉が職業として成り立ってきたことは良いことなのですが、反面、働き方改革等で支援者たちが「同一化」できているかどうかは疑問です。物作りであれば、一定の資格と条件があれば誰でもできます。しかし、こどもは権利をもったひとりの人間です。人格的な対応が必要で人間としての思想的根底が問われます。様々な経験をしてきた社会的養護当事者・経験者は、自分と同一化している支援者かどうかすぐに見分けることができます。

ある社会的養護経験者がこどもの意見表明支援をする大人の条件を「こどもの意見を、対等な立場で聞ける人」「発言・行動に自主性のある人（やる気のある人）」「忖度をしない人」「こどもの権利擁護活動に従事した経験を得たい人」と言っています。

また、意見表明支援をする大人と一緒に社会的養護関係の意思決定者（都道府県のこども行政の長、児童相談所長、児童養護施設長等）への公聴会を成功させた社会的養護当事者は「私たちが経験してきたこどもアドボカシーは、ユース（社会的養護当事者・経験者の若者）が意見を言うまでの過程を踏んで実際に意見表明を直接、職員や意思決定者に伝えることで、それを聞いた大人たちが深くこどもの権利を学ぶことになる。研修や講座が悪いわけではないけど、こどもの権利とは？といった基礎的な研修をいくらやってもその周辺をウロウロするだけで表面的。浅い知識でウロウロするのか、深くそのものズバリでやっていくのかで大きく違って来る」と言っています。『専門性』を身につけるには研修が必要である」というテーマがある場合、大人は「研修＝座学」といったステレオタイプの発想をしがちです。社会的養護当事者・経験者の声を聞きながら、一緒にこどもアド

ボカシーを学んでいくことの方が本質的だと思います。

社会的養護当事者・経験者と活動してみて、意見表明支援する大人がのり越えなければならぬ重要なことが五つあります。

一つ目は、大人が子どもを守るといった「子どものために」ではなく、「子どもと一緒に」という考え方にシフトチェンジすることです。先に述べた子どもの声からもわかる通り、どうしても「子どもたちを救ってあげる」になってしまうのを「パートナー」のスタンスになることです。

二つ目は、「子どもの最善の利益」は大人の言い訳になることに注意することです。カナダに行ったときに、今ではこの言葉は使われていない、なぜなら大人が言い訳に使うからと聞いて衝撃を受けました。カナダでは「子どもの権利」と言っています。

三つ目は、子どものことは一番よく知っているという驕（おご）りを捨てることです。子どもと一緒に生活しているから、自分がその子どもの気持ちを一番よくわかっているという施設職員や里親等がいます。しかし、これまでの子どもと大人の意見交換会・公聴会・会議などを経験して、それは幻想であることがわかりました。わかる努力をすると言った方が正解だと思います。

四つ目は、大人が子どもの話を最後まで聴き、子どもが大人の話の最後まで聴くことは意外にできていないことです。これも意見交換会・公聴会などで、一緒に生活していた子どもと大人がそれぞれ「自分に対する思いをはじめて知りました」と必ず言うことからわかります。

五つ目は、これが一番重要で私がいつも反省することなのですが、子どもには意見を言う力があると信じることです。私は多くの子どもたちから「自分たちを力のない弱い人間だと勝手に思わないでほしい」という訴えを聞きました。実際に子どもアドボカシーについて知っているつもりでも、数えきれないほど子どもの力を疑ってきました。今でも、これが一番難しいと感じています。

3. 意見表明支援の留意点

社会的養護当事者の意見は「安心・安全」な環境さえあれば必ず表に出ます。自分の意見が誰に伝わるのか、どう取り扱われるのかを説明し、本人に許可をとりながら一緒に動いていきます。不安を如何になくしていくかが、最初にやらなければならないことです。

次に、意見を言う「自信がない」という当事者が多いことです。しかし、多くの当事者は「自分を変えたい」「話すのが苦手なので意見を言えるようにしたい」と言います。大人への意見表明をした当事者が「自分の意見をまとめているときこんな意見を言ってしまうのかと思ったけどユースリーダー（経験者の意見表明等支援員）の人たちが大丈夫だよってすごいいって来て安心して」と言っているように、励ますことは重要です。

最後に、社会的養護当事者・経験者は、自分にとって何が良いか本人が一番よく知っています。社会的養護当事者・経験者が一番の専門家なのです。また、意見表明支援は独立した第三者の意見表明等支援員だけの専売特許ではなく、関わるすべての人たちがなり得ます。選ぶのは当事者であり、「独立した声」が重要となります。意見表明支援をする人は、「自分だけが、この子の意見表明支援をする唯一の人である」と驕（おご）らないよう留意する必要があります。

（藤野謙一）

I-4 社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実際 現状と課題

1. いつ、誰が、何に」声をあげるか

「いつ、誰が、何に」声をあげるか・・・。

ひとつ目の「いつ、誰が、何に」は、「社会的養護にいるとき、自分が、自分のケアに」声をあげるものです。社会的養護のケアのもとにいるときには、上げた声は、直接自分のケースたとえば、保護や措置、これからの「計画」に反映されることとなります。これは、自らの状況について、自らが声を上げる点で「セルフ・アドボカシー」といえます。また自分のケースに影響を与えるという点で「ケース・アドボカシー」ともいえます。

ふたつ目の「いつ、誰が、何に」は、「社会的養護を離れた後に、ケアを経験した当事者が、次世代のケアや制度に」参画するものです。措置解除の後、自身の経験をもとに、ケアのもとで上げることができなかつた声、徐々に整理され気づいた声を上げる若者たちがいます。次世代の仲間（ピア）のためにピアが声をあげるという点で、「ピア・アドボカシー」といいますし、特に、ケアを経験した「若者たち（ユース）」によってなされることから、米国では「ユース・アドボカシー」とも呼ばれます。また、その声は、社会的養護にまつわる制度を変えていくことを目的とすることが多く、システムを変えていくという点で、「システム・アドボカシー」ともいえます。

ここでは、この2つの「声」を考えていきます。

2. 自分の人生への「参画」-セルフ・アドボカシー/ケース・アドボカシー

障害のある人々が自立生活を実現しようとする運動の中でスローガンとされてきたフレーズに「私たちのことを、私たち抜きで決めないで (Nothing about us, without us.)」という言葉があります。自分たちに関することを決定するときには、自分たちの話を聞いてほしいという、とても基本的な願いです。しかし、社会的養護のもとでは、自身のケアや計画であるにもかかわらず、こどもたちの意見や「声」が十分に聴かれないまま、重要なことが決定されていくことが多くあります。たとえば、保護や措置に際しても、どうして家庭から離れなければならないか、どうして帰れないのか、これからどこで誰といつまで暮らすのかといった、自分の人生にかかわる重要な事項が、周囲の大人たち（社会）に次々と決められていったと感じているこどもたちがいます。

こどもたちは、いわば、自分の人生でありながら、あらゆる時点で自分の人生の主人公でいることが許されず、コントロール権を奪われてきたといえます。その一方で、家庭の状況や年齢によって社会的養護の終わりがくれば、措置が解除され、その途端にこども／若者には、同年代よりも早期の「自立」が求められます。それは、自分一人の力で生活のすべてを担い、自分の人生のすべてに自己決定・自己責任を求められるということでもあります。それまで自分の人生や生活にまつわることを自分でコントロールすることのできなかつた若者たちが、措置解除の日から突然「好きなように（そして、自立して、しっかり）生きるように」とコントロールのハンドルを渡されても、どちらへいけば良いのか、その先に何があるのか、誰が応援してくれるのか、見通しを持つことは難しいのは想像に難くありません。

北米、オセアニアや北欧の一部の国では、ケアやプランの決定の場に家族やこども、つまりケースの当事者が、参画する取り組みが行われています。たとえば、アメリカ合衆国ワシントン州では、家庭からの分離や措置変更、家庭再統合などの重大な決定をする場合に、12

歳以上のユース本人が出席することのできる「家族の意思決定ミーティング (Family Team Decision Making Meeting : FTDM)」を開催することが州の法律・規定に制度に明記されています。ここで大事なことは、安全が確保され、開かれた対話の場が用意されている、ということです。大人たちの事情や決定に翻弄される中では、自分の気持ちに向き合ったり、その気持ちを伝える機会を得ることが難しいものです。こうした対話の場があることで、こども自身が家族の気持ちや問題を確認したり、自分の気持ちを伝える手助けとなります。今後、こどもたちの意見や声が、自身のケアや暮らしに響き、自分の人生に参画できることは必須の実践となっていくでしょう。

3. 社会・制度への「参画」-ユース・アドボカシー/システム・アドボカシー

ユース・アドボカシー/システム・アドボカシーは、社会的養護のシステムを変革することに焦点化されています。この根底には、実際にケアを受けた当事者こそが、社会的養護の「プロフェッショナル」だという信念があります。そして、こうした「声」が、いま、社会を変えようとしています。

すでに30年以上の蓄積があるアメリカの当事者活動カリフォルニア・ユース・コネクション(CYC)は、議会に当事者の若者たちの声を直接届けることで、社会的養護にまつわる20の制度政策を変えてきました。日本でも、北米の方法を取り入れつつ、実効的な政策への参画、当事者によるユース・アドボカシーが始まっています。

ただし、当事者が語ることは義務ではありません。語ろうとする当事者自身が、語る過程や目的といったすべてに対して、コントロールする感覚を持って、語らされているのではなく、目的のために望んで語っているという感覚を持っていてかをも確認することが重要です。社会的養護のもとで生活するこども・若者たちは、決して「助け」を待つだけの存在ではありません。「声」を上げるまでのこと、「声」をあげた意味をしっかりと受けとめ、パートナーとして、ともに社会をつくっていくことが大切だと考えています。

4. こども・若者が声を上げるまでの道のり

改めて言うまでもなく、被虐待や分離などの逆境的体験を「語ること」は容易いことではありません。精神科医であり、文化人類学者であり、トラウマについて研究されている宮地尚子さんはその著書の中で、「本来語ることができないはずのトラウマを語ろうとするとき、どのようなことが起きるのか(2007;213)」という問いを立て、声をあげる人、声をあげられない人、当事者、非当事者、支援者などの「ポジショナリティ」を「環状島」というモデルを用いて整理しています。

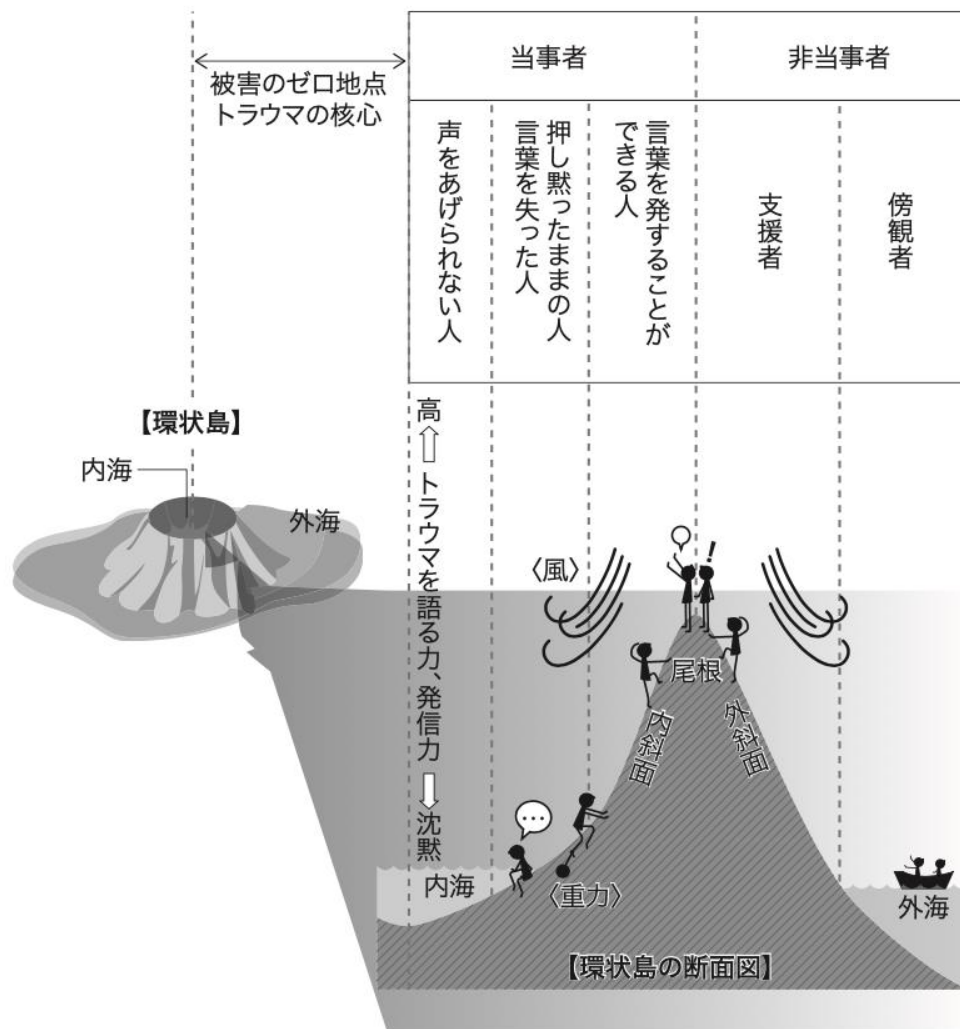


図3・2 環状島モデル

原出典：宮地尚子『震災トラウマと復興ストレス』（2011）、『環状島＝トラウマの地政学』（2007）
 出典：東京都人権啓発センター「震災と人権 復興に伴うストレスを知り、息の長い支援活動につなげる」
 『TOKYO人権 第51号』（平成23年9月30日発行）所収の図より著者加筆

引用 永野（2021a;109）

この＜環状島＞モデルは、ドーナツ型をした島があり、ドーナツの穴の部分に＜内海＞、外側に＜外海＞があります。＜内海＞の中心は、＜ゼロ地点（爆心地）＞で、そのため、＜内海＞の＜波打ち際＞には、「かろうじて生き延びた」人たち、「言葉を失った者たち」「押し黙ったままの者」「震えの止まらない者」「硬直しきった者」がいます。そこから＜内斜面＞の陸地に上がると、「言葉を発することができる者たち」となっていく。そして、＜内斜面＞を上がっていくにつれ、言葉は力を増し、雄弁さは＜尾根＞でピークに達するとされます。また、＜外斜面＞には、当事者ではない支援者や関心をもつ非当事者が位置し、＜外海＞は問題に関心をもたない人の領域とされます（宮地 2007;11-12）。

さらに、＜環状島＞には、トラウマがもつ持続的な影響力、被害を受けた個人にもたらされる長期的なトラウマ反応や症状そのものである＜重力＞、トラウマを受けた人と周囲の

人との間でまきおこる対人関係の混乱や葛藤などの力動<風>、トラウマに対する社会の否認や無理解の程度である<水位>などが登場します。

私は、この<環状島>モデルは、社会的養護を必要とするこどもや若者たちが、声をあげる道のりを考えるのにとっても助けになると考えてきました。逆境的な環境で育ったこどもや若者たちにとって、自身の感情に気づくことは、つらいことや蓋をしてきたことに向き合わなければならないことでもあります。トラウマ的な経験・マイノリティの立場に置かれる人たちが自分の声を上げようと<環状島>を登ろうとするとき、まず生き延びて<内海>から這い上がり、内海に押し戻そうとする<重力>に抗し、あちこちから吹き荒れる<風>に耐え、<内斜面>を登っているという道のりの理解が不可欠です。

この道のりを知れば、こどもや若者の声をきく5分を捻出することの重要さや、話を聞いてはいけないという時間やルールを設けることの不条理さに気づくでしょう。支援者や大人側の労働や環境の問題は、こども・若者の責任ではありません。こどもの声を大切に聴ける環境を一緒に作っていきましょう。

5. 安全で意図した語りを守るために—ストラテジック・シェアリング—

これまでみてきたように、社会的養護の<環状島>の<尾根>へ登り、自身の「声」を叫ぶには、いくつもの難関があることがわかります。

こうした難関を安全にくぐっていくための一つのツールとして、米国の連邦レベルで活動する当事者団体などによって、ストラテジック・シェアリング (Strategic Sharing) という方法が示されています。「ストラテジック・シェアリング」は直訳すると「計画的な (ストーリーの) 共有」という意味です。このトレーニングの重要な点は、自身の経験を話そう・共有しようとする当事者ユースたちが「私のストーリーは私のもの」であるという感覚をもてるようになることにあります。話したくないことは話さなくて良い、何をどこまで話すかは、自分の安全性と相談しながら決めていくことができることを伝え、一つずつ決定し練習します。そして、目的や聞き手のニーズに応じて、自身のエピソードなどを効果的に用いて、相手の変革を促していくのです。

当事者活動の萌芽期 (2000 年代) の日本には、このような考えは全く存在しておらず、期待に応えようと自分の経験を話し過ぎてしまったり、十分に扱うことのできないトラウマについて話すことでしんどさを抱えてしまう当事者の仲間たちを多く見てきました。自身のストーリーを話すことは、変革の大きなエネルギーを持つと同時に、リスクも内包するのです。

今、日本でも NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス (IFCA) が許可と翻訳権を受けて、日本の実情に合わせるようユースの手で工夫を加えながら、普及に向けた活動を行なっています。

ストラテジック・シェアリングには、当事者自身だけでなく、依頼する側や聴き手に対するトレーニングも含んでいます。たとえば、依頼する際には、当事者になぜ語って欲しいか伝えること、当事者が十分な準備ができるよう十分な時間を確保することを心がけること、当事者の語りたいたいことを尊重すること、当事者の語りを編集したり捻じ曲げたりしないこと、当事者の語りがどこでどのように使われるのか開示すること、好奇心を満たすための深掘りをしないこと、当事者に対しても専門家に対して示す敬意や感謝と同様の態度を示す

ことなどが明記されています。

当事者の若者たちは、あくまでも、社会的養護の専門家として、自分の経験を効果的に伝え、改革に動いてもらうために声をあげています。ただし、それは彼らに課せられた義務ではありません。語ろうとする当事者自身が、ストーリーを語る過程や目的といったすべてに対して、自分でコントロールしているという感覚を持ち、語らされているのではなく、目的のために望んで語っているという感覚を持っているか、ふりかえってみる必要があります。そして、「声」を上げるまでのこと、「声」をあげた意味をしっかりと受けとめることが重要です。

(永野 咲)

Ⅱ：演習（ロールプレイ） 【養成編】（執筆中）

Ⅲ：自己覚知や内省への理解 【養成編】（執筆中）

IV：困難なケースへの対処・葛藤 【養成編】

1. 困難なケースに直面した際の対応のあり方について

例えば、暴力など安全面に対するリスクがあるケースに面談する場合には、実施場所や面談方法の見直し、複数による面談、サポート体制の確保など、安全な活動を実施するための環境づくりが必要になります。

意見表明等支援員（以下「支援員」）は、困難なケースに直面することは避けられないことですが、冷静に対処し、適切なサポートや連携を持つことでより良い支援を提供することができます。必要に応じてスーパーバイザー（以下「SV」）と相談し、スーパービジョンを受けることが重要です。専門家の意見や知識を仰ぐことで、より適切なアプローチを見つけることができます。また、経験豊富な支援員と相談することも有益です。他の支援員や専門家の知見や経験を借りることで、新たな視点やアイデアを得ることができます。

こどもが意見表明した内容というのは、どれ一つとっても軽く扱う意見などありません。

考えに考え、迷いに迷って勇気をもって発言している意見の背景には、重大な問題が潜んでいる可能性が少なくありません。支援員はこどもにとってはその時に真剣に悩み考えていた問題であると考えてより迅速に適切に対応することが求められているのです。

ましてや、こどもの意見が、虐待やいじめなど人権侵害が疑われる内容である場合には、例えそれが軽いと思われる内容であっても、軽視せずにSVに相談することが必要です。

支援員が困難なケースに対処する際には、アドボカシー活動に関する専門知識と豊富な経験を持っているSVに相談して、支援員の葛藤やジレンマを受け止めてもらいながら的確なサポートを提供してもらうことが必要です。したがってこのようなSVを組織に配置することは必要不可欠なのです。

支援員に求められている態度のところで触れたように、何かあれば、一人で抱え込まずにメンバーやSVにSOSを出すことも支援者として求められている重要な態度です。遠慮は無用です。支援を受けながら楽しんで活動に取り組みましょう。

また、困難なケースに取り組む際には、自身のセルフケアも欠かせません。ストレスや負担を軽減するために、自分自身の健康やメンタルウェルビーイングを優先し、適切な休息やリラクゼーションを取り入れましょう。

困難なケースに直面しても、冷静沈着に対応して問題の解決を図ることが苦にならず、むしろ楽しめるようになった時にこの活動の妙味を感じるようになるのかもしれない……。

2. 実際のケースでの葛藤やジレンマ

エピソード1

友人関係で困ったことについて意見を述べたものの、こどもからはどうしてほしいのか発言がないにもかかわらず、こどもからの発言を待つことができずに、「仲直りするためにどうしてもほしいのかな」と質問をしてしまいました。

エピソード2

こどもが支援員に話した意見表明の内容と指導員に話せた内容が違っていた。こどもに「この内容については話さなくてもよいの」と、水を向けたくなりましたが、こどもの思いを大切にこどもに任せました。

エピソード3

「この間、同室のAさんが、私に話しかけて来て、『土曜日の夜、抜け出して彼氏とバイクでツーリングに行くので、職員にばれると彼氏に会えなくなるし、規則違反だから退所が伸びてしまうから、絶対に言わないでね。友達でしょ約束してしてね。言ったら絶交だからね。』と言われたので、『うん、わかった』と言ってしまったんです。それが今日なんです。でもAさんが心配なんです。どうしたらよいか悩んでいるんです。」との話だったので、どうしたら良いのか考えている内に自分自身の不安を強くなってしまい「それは職員に話した方が良いと思うよ」と自分の判断を言ってしまいました。

このように、支援員は類似した意見表明等支援の過程を通して、同じような葛藤やジレンマを抱えることとなります。その都度、支援員は悩み、迷いながら、決断して対応しなければなりません。その際の重要な判断材料になるのが、基本的な原則や考え方です。

- ① 支援員は、こどもとの面談の過程の中で、こどもの意見が不利益につながるような内容であっても、最善の利益のためと思われる支援ではなく、こどもの指示や求めに応じて、こどもの声をニュートラルな姿勢や態度で傾聴して、支援できていますか。
- ② 意見形成支援においてこどもが総合的に検討する上で必要な情報を偏りなく提供できていますか。
- ③ 意見表明支援の際には、こどもが「聴いてくれるだけでいい」と言っているにも関わらず、こどもを意見表明につなげるように誘導していませんか。
- ④ こどもが他の人に話さないでほしいと言った情報であっても、その情報が虐待を受けている、非行をしているなど要保護児童に該当する場合には、支援員は法律によって通告義務が課されているため、児童相談所等に通告しなければなりません。また、そのこどもや第三者に危害が及ぶリスクがあるケースでは、伝えるべき場合もありますが、こどもの権利と福祉などを最優先に考え、適切に判断できていますか。その場合、こどもに対して、その理由をわかりやく納得が得られるように誠実に伝えることができていますか。

など、自分自身の発言や態度について、基本的な原則や考え方に照らし合わせ、確認しながら決断をして、こどもへの意見表明等支援を行うことが求められています。

但し、④の場合には、守秘義務の解除や児童相談所等への通告など、責任ある組織的判断を求められるため、すぐにSVにその状況を的確に報告した上で相談して、チームとして検討して決断することが必要です。

また、活動後、関係した複数の支援員を中心にしたグループでディスカッションを開催して、葛藤やジレンマを抱えた場面についての振り返りを行い、どう対応することが効果的だったのかなどの検討をすることが必要です。その結果を踏まえて今後の対応方針や対応フローを策定し、メンバー間で確認をして、次の活動につなげていくことが大切です。

こうした個人やチームによる振り返りは、葛藤やジレンマを抱える場面において活動を適切かつ効果的に展開していくためには、とても重要な取り組みであり、支援員の専門性・人間性を高めるための取り組みでもあり、組織力を充実強化するための取り組みでもあります。

(相澤 仁)

V：活動する組織の理解

(サマリー)

- 意見表明支援は、独立性を確保するため、児童相談所などとは別の機関に委託して行うことが原則。
- 独立性は、こどもの側に立ち続けるために必要とされる重要な原則。
- 独立性を維持するためには組織体制の確立が重要。
- スーパービジョンや研修を通して、意見表明等支援員（アドボケイト）のバーンアウトを防止することも大切な視点。

このテーマは、養成講座の中では、意見表明等支援員（以下「支援員」）が所属する組織のミッションや人員体制、記録の作成方法などを知るとともに、一緒に活動する支援員同士、あるいは連携を予定している外部の組織との協働について、具体的なイメージを持つことを目的とでもうけられています。そのため個別性が高く、一般化しにくい内容が大半を占めますが、ここでは、支援員にとっての組織の意味、特に独立性を確保することの大切さを中心に書いています。

1. 事業は誰に委託する？

地域でこどもアドボカシーシステムを構築しようと考えたとき、真っ先に突き当たるのが、誰が支援員の担い手になるのか、という問題です。自治体にとっては、どこに委託すればいいのか、という悩みとなって現れます。

「権利擁護スタートアップマニュアル案」では、「意見表明等支援の実施は児童相談所等とは別の機関が担うことを基本として、地域の弁護士会推薦の弁護士や福祉専門職団体などの児童福祉に関わる職能団体、NPO法人、社会的養護の当事者団体など、適切な機関に都道府県等が委託する、あるいは補助をするなどの方法を採用すべきである。また、個人の場合には委嘱をすることが適当である。」とされています。

ここでいう「児童相談所等」には、行政機関のほか、児童養護施設や里親、学校など、こどもの最善の利益に責任を負う機関が広く含まれます。また個人に委嘱する場合は、その個人が児童相談所の非常勤職員や児童養護施設の嘱託職員として活動していないことが求められます。

2. 独立性

事業の実施を児童相談所などとは別の機関が担うべきとされているのは、支援員の独立性を確保するためです。支援員は、児童相談所や児童養護施設、里親、学校、親などの関係者が最善の利益に適う方法で支援を行っていても、それにこどもが納得していなければ、そのこどもとともに異議を唱えたり、説明を求めたりする役割を担います。たとえ個人的にはこどもの意見に賛成できない気持ちを抱いていたとしても、関係者の意見に勝手に賛同したり、こどもの説得を試みたりすることなく、こどもの目線で、そのこどもの意見を投げかけ続けることが求められます。

このように、こどもの側に立ち続けるため、こどもに関する決定が行われる場にこどもの

声を投げかけ続けるために必要とされるのが、支援員の独立性です。児童相談所や施設の一員であったとしたら、そうした機関の決定に反対することは容易でないでしょうし、仮に反対できたとしても、こどもから見て、その支援員の活動は信頼できるものにはなりません。

3. 独立していることと、独立しているように見えること

支援員の独立性は、こどもにとっては、自分の意見や思いが否定されたり歪められたりすることがないという安心感・信頼感につながります。そのため、支援員が所属する組織は、関係機関から現実的に独立しているということのみならず、こどもから見て「独立しているように見えること」にも配慮する必要があります。

たとえば、支援員が訪問先の施設職員といつも長話をしていたのでは、仮に大人同士が独立性の意味を理解していて、意見表明に不当な影響が及ぶことは現実にはなかったとしても、こどもにはそう見えない可能性が高く、安心して支援員に意見や思いを伝えることは難しくなります。

4. 独立性と第三者性

独立性に関連して、「第三者性」が議論になることがあります。施設職員や里親など、生活をともにしている大人とは違う第三者だからこそ話せることがあるという意味で、支援員の役割がしばしば語られます。

支援員がそうした役割を事実上果たすことはありますが、これは独立性とは別の問題です。第三者だから話せることもある一方で、距離の近い大人にしか話せないこともあります。こどもにとっては、多様な距離感の大人が周囲にいることが大切で、第三者の役割を常に支援員が担わなければならないわけでもありません。支援員も、こどもと何度も会えば第三者性は薄くなっていきますが、第三者性は独立性と違って、失われないように維持しなければならないものではありません。

5. 独立性を維持するための取り組み

支援員が所属する組織は、児童相談所や児童養護施設、里親などの関係機関から独立している必要がありますが、外部団体に事業を委託すれば当然に独立性が保たれるわけではありません。「権利擁護スタートアップマニュアル案」では、「組織としての運営方針の策定、組織としての意見表明等支援員の任用（採用、養成、登録／等）、配置（当該意見表明等支援員が担当する訪問先の割当てに関する事項）、人事評価など」を含む自律的な運営が必要とされています。

また、こうした運営の状況は、所属する支援員に対してオープンである必要があります。支援員が自由に、安全に、また継続的に活動を行うためには、所属する組織に対して意見表明ができる環境を整えておくこと、その意見に応じて組織のあり方を耐えず検証していくことが求められます。

6. 独立と孤立

組織の独立性は、こどもの意見表明権を保障するための大切な要素ですが、他の機関と情報共有しながらこどもに対応していくことができないため、支援員の抱え込みやバーンア

ウトを引き起こす要因にもなります。支援員が所属する組織には、支援員が抱える悩みを解消し、スキルアップを図るためのスーパービジョンや研修を提供する体制が整えられていることが不可欠です。

また、独立性を維持することと、組織として社会に開かれた存在であることは必ずしも矛盾しません。独立性にこだわるあまり、閉鎖的な組織になってしまつては、社会からの孤立を招き、独善的な運営に陥ることになりかねません。こどもたち・ユースたちとつながり、また各分野の専門家ともつながりながら、多様な意見を取り入れる工夫が必要です。

(安孫子健輔)

主な引用・参考文献

ここでは、執筆し掲載したA～Eまでのすべての文章を作成するために引用・参考にした主な文献を一括して紹介しました。

(図書)

番号	著者名	出版年	書名	出版社
1	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修	2002年	子どもの権利を擁護するために 児童福祉施設で子どもとかわるあなたへ	日本児童福祉協会
2	宮地尚子	2007年	『環状島ニトラウマの地政学』	みず書房
3	奥田睦子編著	2009年	ピア・バイ・ライト（子どもの意見を聴く）の理念と手法 若者の自立支援と社会参画を進めるイギリスの取り組み	萌文社
4	堀正嗣・栄留里美	2009年	子どもソーシャルワークとアドボカシー実践	明石書店
5	堀正嗣編著	2011年	イギリスの子どもアドボカシー その政策と実践	明石書店
6	相澤仁・松原康雄編著	2013年	「子どもの権利擁護と里親家庭・施設づくり」	明石書店
7	堀正嗣・社団法人子ども情報研究センター編著	2013年	子どもアドボカシー実践講座 福祉・教育・司法の場で子どもの声を支援するために	解放出版社
8	栄留里美	2015年	社会的養護児童のアドボカシー意見表明権の保障を目指して	明石書店
9	International Foster Care Alliance	2015年	『ストラテジック・シェアリング-Strategic Sharing』	
10	公益社団法人子ども情報研究センター	2018年	『「都道府県」児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み』調査研究報告書』平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	
11	堀正嗣編著	2018年	独立子どもアドボカシーサービスの構築に向けて 児童養護施設と障害児施設の子どもと職員へのインタビュー調査から	解放出版社
12	相澤仁・林浩康編著	2019年	社会的養護Ⅰ	中央法規出版
13	相澤仁・村井美紀・大竹智編著	2019年	社会的養護Ⅱ	中央法規出版
14	栄留里美	2019年	イギリスのアドボカシー制度と国内における訪問アドボカイトの取り組み「子どもの虐待とネグレクト」	
15	アイデ・クーズ	2019年	「当事者参画に力をそそぐ」『子どもの虐待とネグレクト』日本子ども虐待防止学会 21(1)	
16	小野喜朗・薬師寺誠	2019年	児童虐待対応と「子どもの意見表明権」一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み	明石書店
17	栄留里美、長瀬正子、永野咲	2021年	子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから	明石書店
18	栄留里美 鳥海直美 堀正嗣 吉池毅志	2021年	アドボカシーってなに？～施設訪問アドボカシーのはじめかた～	解放出版社
19	永野咲	2021年	「語れないこと／語られること／語ることー社会的養護のもとで育った若者たちの声」村上靖彦編著『すき間の子ども、すき間の支援ー一人ひとりの「語り」と経験の可視化』	明石書店
20	栄留里美 鳥海直美 堀正嗣 吉池毅志	2022年	施設訪問アドボカシーの理論と実践～児童養護施設・障害児施設・障害者施設におけるアクションリサーチ～	明石書店
21	相澤仁	2022年	「子どものウェルビーイングとアドボカシー」公益財団法人資生堂子ども財団「世界の児童と母性」第92号	
22	畑千鶴乃、菊池幸工、藤野謙一	2023年	子どもアドボカシー つながり・声・リソースをつくるインクアユースの物語	明石書店

(Web サイト中の記事)

番号	著者名	掲載年	タイトル	URL
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	2019年	「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究報告書」平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_13.pdf
2	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	2020年	「アドボケイト制度の構築に関する調査研究報告書」令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_13.pdf
3	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	2021年	「子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究報告書」令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210426_9.pdf
4	みずほリサーチ&テクノロジー株式会社	2023年	「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究報告書」令和4年度厚生労働省委託事業	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/36a5101a/policies_jido_ugyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_01.pdf
5	みずほリサーチ&テクノロジー株式会社	2023年	障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書	https://www.mizuhor.co.jp/case/research/pdf/r04shogai2022_03.pdf
6	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	2023年	「アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究報告書」令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_06.pdf

(村田早耶香・渡辺清美)

編集委員一覧

(50 音順 敬称略)

○相澤 仁	大分大学
上鹿渡和宏	早稲田大学
永野 咲	武蔵野大学
前橋 信和	関西学院大学

(○ 委員長)

執筆者一覧

(50 音順 敬称略)

	【執筆担当箇所】
相澤 仁	大分大学 【A：I C：I E：IV コラム】
安孫子健輔	子どもアドボカシーセンター福岡 【E：V】
家子 直幸	【B：II】
浦 弘文	奈良市子どもセンター 【B：I】
岡田 健一	九州大谷短期大学 【C：II】
奥山真紀子	子どもの虐待防止センター 【D：II】
小澤いぶき	認定 NPO 法人 PIECES 【D：IV】
川瀬 信一	子どもの声からはじめよう 【E：II E：III】
重永 侑紀	にじいろグループ 【D：I D：III】
永野 咲	武蔵野大学 【E：I-4】
中村みどり	Children's Views & Voices 【E：I-2】
藤野 謙一	鳥取養育研究所 【E：I-3】
前橋 信和	関西学院大学 【B：III B：IV】
村田早耶香	かものはしプロジェクト 【引用・参考文献】
渡辺 清美	子どもの声からはじめよう 【引用・参考文献】
渡辺 睦美	全国子どもアドボカシー協議会 【E：I-1】